

(第二類 第二号)(附属の一)

第三十三回国会 災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会議録 第一号

(七九)

本小委員会は昭和三十四年十一月十三日(金曜日)委員会において設置することにした。

十一月十三日
本小委員は委員長の指名で次の通り選任された。

小島 徹三君 小林 鈴君
河野 孝子君 田中 正巳君
渡海元三郎君 増田甲子七君
三田村武夫君 伊藤よし子君
太田 一夫君 辻原 市君
八木 一男君

同日
三田村武夫君が委員長の指名で小委員長に選任された。

昭和三十四年十一月十六日(月曜日)

午前十一時開議

出席委員

小委員長 三田村武夫君

小島 徹三君 小林 鈴君

河野 孝子君 渡海元三郎君

伊藤よし子君 太田 一夫君

滝井 義高君 八木 一男君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

國 務 大 臣 益谷 秀次君

出席府政委員

総理府総務長官 福田 篤泰君

自治政務次官 丹羽喬四郎君

総理府事務官 藤井 貞夫君

(自治庁行政局長)

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長)

奥野 誠亮君

第二類第一号(附属の一)

災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会議録第一号 昭和三十四年十一月十六日

一

文部事務官 齋藤 正君
(大臣官房長)

厚生 技 官 川上 六馬君

(医務局長)

厚生事務官 高田 正巳君

(社会局長)

厚生事務官 太宰 博邦君

(保険局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

(職業安定局長)

小委員外の出席者

大蔵事務官 大村 筆雄君

(主計官)

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官)

文部事務官 岡田 孝平君

(文化財保護委員事務局長)

厚生事務官 栗山 廉平君

(大臣官房総務課長)

十一月十六日

小委員辻原弘市君同日委員辞任につき、その補欠として同日滝井義高君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復

旧費に関する特別措置法案(内閣提出第九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案(内閣提出第一〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(内閣提出第一一号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出第二五号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣提出第三〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(内閣提出第一五号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出第二一〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案(内閣提出第二二二号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一一五号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出、衆法第七七号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案(岡本隆一君外十六名提出、衆法第八八号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案(滝井義高君外十八名提出、衆法第一二二号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一一五号)外七件、以上二十件を一括議題として審査を行ないます。

質疑の通告がありますから、順次これを許します。渡海元三郎君。

○三田村小委員長 これより会議を開きます。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一一五号)外七件、以上二十件を一括議題として審査を行ないます。

質疑の通告がありますから、順次これを許します。渡海元三郎君。

○三田村小委員長 これより会議を開きます。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一一五号)外七件、以上二十件を一括議題として審査を行ないます。

質疑の通告がありますから、順次これを許します。渡海元三郎君。

○三田村小委員長 これより会議を開きます。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一一五号)外七件、以上二十件を一括議題として審査を行ないます。

質疑の通告がありますから、順次これを許します。渡海元三郎君。

○渡海小委員 今次の災害によりまして、地方が受けた負担というものは非常に大きなものがあつたと思ひます。中央は、これが対策を建設省、農林省、文部省というふうに各省に分かれて立てておりますが、地方団体へ参りましたら、これを県なり市町村なりが一手でやつていかなければならないという状態でありまして、復興をなすものは困じやうな思ひます。復讐をなすものは困じやうな思ひます。その責任を持つて当たつておるのは、現地の市町村長であり、県知事であらうと思ひます。この市町村長または県知事が責任を持つてこれを遂行しようとするならば、それに見合うところの財政措置がなされなければならぬと思ひます。でございます。今回の特例法その他によりまして、地方財政に対するこれらの考慮が払われましたのも、この意味から出たものと考へるのでございますが、概括的に申しまして、これらの措置により地方財政が万全を期せられるかどうかというところは、かかつて自治庁の責任にあると思ひます。この点に關する自治庁のこれまでとられた措置と覚悟をお聞きしたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘の通り問題でございますので、自治庁といたしましては、今次の災害に対する財政措置といたしまして、当初より非常に苦心をいたして参つたわけでございます。最初に一番問題になりましたのは、今次の災害対策に対する国庫負担の割合について、特例を定めるかどうかというところでございました。幸いにいたしましたので、国庫負担についての特例法が制定されるようになったわけでございますので、かなりの部分は、これによって将来の地方財政の負担の増大が緩和される、こういふうちに存じておるわけでございます。

なお、今年度さしたつての問題といたしましては、そのほかいろいろな諸対策の費用、あるいはまた減免による減収補てんの問題というふうなことがあるわけでございます。これにつきましても、地方交付税の特別交付税を増額配分をいたしたい、こういふような希望を抱いておつたわけでございます。それにつきましては、地方交付税制度の妙味と相待ちまして、補正予算において法人税等の増収が計上されることになった結果、地方交付税につきましても、八十五億円の増額を確保することができるようになり、そのうちの四十億円を特別交付税として配分することができるようになったわけでございます。従来の特別交付税が百四十九億円でございましたので、これに四十一億円を加算いたしました百九十億円で、特別交付税として配分できまうので、被災団体に對しまして、被災の状況を考慮した重点的な配分を行なうことが可能になったわけでございます。

なお、個々の団体につきましては、さしあつて借金いたしましたものも、将来元利は負担していかなければならぬわけでございます。その保障をどうするかという問題があるわけでございます。これについては、地方債の種類によつて扱ひ方を異にしているわけでございますが、元利償還額の一部を基準財政需要額に算入するということにはいたして参りますので、個々の団体については、将来ともその財源が保障されるというところになつてくるのではないかと思ひます。ただ、その保障する財源をどこから持つてくるかというところになつて参ります。今後の毎年度々々の地方財源を必要額だけとは全体として確保していかなければならぬ、これが将来に残された問題だろ、う、こう考へておるわけでございまして、それについても、将来ともなお努力をしていかなければならない、かように存じているわけでございます。

○渡海小委員 概括的なことはわかりましたが、ただいま言われまされた措置について、具体的に数字によつて一応御説明を賜りたいと思ひますが、その前に、まず数字の根本になる、このたびの災害によりまして、市町村と県が責任を持つて復旧しなければならぬ、いわゆる災害復旧の公共事業費の額が、特例法が設けられない場合に、地方財政にどれだけの負担を及ぼすか、ところが本特例が国会を通過いたしましたところ、これがどの程度に緩和されたか、しかも、現年度、昭和三十四年度において施行されるその分の地方財源の負担増を幾らと予定しておられるか、この三点についてお聞きいたしたい。

○奥野政府委員 今回提案されております予算を通じて、補助事業に伴う地方負担額が百億圓余りだ、こう思つております。正確に申し上げると、あるは百十億圓くらいになるかも知れません。なお、補助金を受けないで行ないます地方団体の単独災害復旧事業費、これがやはり百十億圓前後にならうかと思ひます。正確に申し上げると、九十億圓という数字をはじいておられます。両方合せて、事業費としては二百億圓くらいのもので必要であらう、こう思つております。それから災害がありまして、こういふような基準で減免しないといふより、一応の減免基準といふものを自治庁の方で地方団体に示しておるわけでございます。この基準によつては、減免額が大体二十億圓くらいになるのじゃないだらうか、こう思つております。そのほかに、地方団体といたしましては、罹災者に対して見舞金を渡しますとか、あるいは国の基準で交付したのでは、毛布なんかこれから寒さに向かうのにとでも足りないとか、あるいは国の基準で給食の費用をまかなおうとしたところで、それは二食分くらいはまかなえる程度で、とても三食分はまかなえないとかいふような、いろいろなことがあるのでありまして、そういう意味において、いろいろな災害対策の費用を負担しているわけでございます。これがどれくらいに上るか、私どもは、一応個々の団体から報告はとつておるのでありますが、その通りに承知していかどうか、これはなお問題があるかと思ひますのであります。

こういふような歳入の増加に對應しまして、歳入面ではそれではどういふ措置をとつたか申し上げますと、さしあたりは借金でまかなわなければならぬものが多いわけでございますので、地方債の増額を行なつております。一般会計の分の地方債としましては、災害復旧に關連をして、百七十五億圓を予定しているわけでございまして、ほかに公営企業の分が二十億圓あるわけでありますが、とにかく一般会計分として百七十五億圓の地方債を予定しております。それから特別交付税として配分いたしますものを、大体六十億圓ないし七十億圓と予定いたしているわけでございます。従来の配分のルールに従つて計算して参りますと、大体それくらいになるのじゃないだらうか、こう考へるのであります。そうしますと、それだけで二百三、四十億圓になるわけでございまして、四十億圓になるわけでございまして、四十億圓の節減を考へているわけでありまして、特に罹災団体に置きましては、災害復旧の仕事を中心にやらなければならぬので、従来予定しておつた公共事業もちよつと手がつかなくなつてくるのじゃないかと思ひます。でございます。大体公共事業費の節約によりまして、地方負担の減といふものが二十億圓くらいはあるだらう、こう存じておるのでございます。そうやって考へて参りますと、大体さういふことで、一応今年の罹災団体の財政措置はとつていけるのではないだらうか、こういふふうな見通しを立てておるわけでございまして。

なお、特例措置によつて地方負担がどの程度緩和されるかということござい

ございますが、私たちは、こういう特例措置がなければ、これも非常にむずかしい計算になるわけでございますけれども、災害復旧の仕事だけで、公共事業も単独事業も含めまして六百五十億前後にはなっているだろう、こう思うのでございます。通常毎年起こります災害について予定をいたします補助事業費が、二百五十億円でございます。それを基礎にして考えますと、毎年度起こります災害について、地方団体の負担は百二、三十億円のものでございまして、それが今のようにふくれ上がったわけでございます。従いまして、今度の大災害については、どうしても国庫負担率を上げてくれなければ困る、こういうふうな主張をしておたわけでございます。特例措置によってどのくらい負担が緩和されるか、これは、激甚地の指定の問題もございまして、あるいはまた災害の額をもっと的確に把握しなければ、計算が困難じゃないかと思うのでございます。しかし、地方債の元利補給なども含めまして、二百億円前後は国の方で持つてくれるのじゃないだろうか、こういうふうな私たちの一応の見通しを立てておるわけでございます。それにしてもなお残るものが、通常災害よりはかなりきついわけでございますので、将来地方債の元利償還額の財源措置を考えます場合に、やはり地方財政としては問題が将来にも残されておる、こういうふうに思っているわけでありまして、しかし、今申し上げますような措置がとられるようになりまして、かなり大幅にその心配が緩和されてきているという事も事実でございます。

○渡海小委員 ただいまのわかりました、昭和二十八年度の災害のときにもあれだけの大幅な措置がとられまして、昭和三十一年、昭和三十三年に未曾有の地方団体の赤字が生じたのは、昭和二十八年度の災害に大きな原因があった、こう思うのでございます。今回の災害も、あるいは大蔵省当局では、地方団体がよくなつておるから、それだけの高率を出さなくてもよいのではないかと、こういう意見もございまして、これは今言われた地方負担の増というものを国が持つて、地方が持つてという問題でございまして、この災害の額より見れば、あくまでも特例措置がとられるのは当然のことでございます。政府当局において今回二十八年度同様の措置をとられたことに對しましては、私は敬意を表するのでございまして、今財政局長が申されたような問題が、多数今後にも残されて参りますので、これらの問題は、昭和三十五年度以降の地方財政計画によって十分なる措置がされないと、再びあの昭和三十年のような、地方団体の赤字が続出するという現況がくるのじゃないかと思ひますので、これらの点につきまして、再びあのあやまちを起さないように、十分の措置を講じて、地方財政の赤字による災害復旧の遅延というのを防止していただきたいと要望いたしておきます。

たが、それは大蔵省当局がトラの子のように申し出ておる、あの四十一億を減らした六十億でございますか。それとも、四十一億は別ワケとしての六十億でございますか。この二点を明らかにしていただきたい。

○奥野政府委員 お話のように、被災地方団体においては、相当な減収を生ずる団体もあるわけでございまして。しかし、反面かなり増収が上向いておるわけでございまして。被災地方団体全体につきまして、私たち一つの推計をいたしておるわけでございまして。全体として見ました場合には、災害による減収よりも若干増収の方が多いという計算になって参ります。罹災地だけを見ますと、私たちのところでは、地方税の自然増四十億円と見ておるわけでございまして。もちろん、これは被災地方団体をつくるんのでお話しでございます。団体によりましては、非常にひどい状態でも、減収が莫大に上つていくところもあるわけでございまして。しかし、全体として見ました場合には、今申し上げましたような推計になつておるわけでございまして。もとよりこれは、当初地方財政計画を立てたところとの比較でございまして、個々の団体におきます予算上の比較ではございせん。

な、特別交付税は、今回の補正予算によつて増額になります部分も合わせて六十億ないし七十億円を配分できる、こう申し上げておるわけでございまして。

○渡海小委員 ただいまの数字的な地方財政全般の額は一応めどがつくのではないと思ひますが、特定の被災地方団体におきましては、相当深刻な打撃をこうむることは、今局長が言われた通りであります。問題は、その特定の地方団体、いわゆる激甚地指定が適切に行なわれておるかどうかということによりまして、全般的な数字のつじつまが合つても、実際においてはその地方団体が復旧することができないという問題が生じてくるのではないと思ひます。今回の激甚地指定ということに最も重要な問題がかかつて論議されたのも、そのためではないかと存じます。今回の激甚地指定にあたりましては、いわゆる被災の激甚なところをとるという意味におきまして、混合方式がとられた、かように承つておるのでございまして、混合方式なるものをとられました理由を、これは大蔵省当局からお聞きしたいと思ひるのであります。

○大村説明員 激甚地指定の基準でございますが、これにつきましては、ただいま御質問の中にございましたように、最も各市町村の被害の実情に即して基準を作らなければいかぬというふうにいたしました。それぞれの事業につきまして、その事業の実態に応じて激甚地の指定がとられているのでございます。

○渡海小委員 ただいまの実態に即して行なう、このために混合方式をとつたと言われるのでございまして、た、五以外のところにおきまして、その市町村にとりましては、基準財政収入額に對して被害激甚地に決して劣らないような町村も相当あったと思ひますが、何がゆゑに〇・五という線を引いて指定限を限定されたのか、この点につきましてお聞きしたい。

○大村説明員 〇・五という点は、公共事業についてとられました基準でございます。私、公共事業はそう詳しくはございせんので、的確な御答弁を申し上げたことになるかどうかかわかりませんけれども、一〇〇にするかどうかという点が非常に問題になつた点だと思ひます。その点が特に〇・五となつたのは、基本法が〇・五となつておる関係で〇・五というふうなところで線を引かれたのじゃないかというふうに、私考えております。

○渡海小委員 大村主計官は、この点にタッチしていないので、あるいはお答へが明らかでないかと思ひますが、被害激甚の市町村について考えるがゆゑに、公共事業の被害激甚地の指定にあつて混合方式というものを採用したのだ、こう言われるのであつたらば、〇・五というふうな線を引かずば、あくまでも被害激甚地の町村は混合方式によつて救うと言われるのが、理論的に筋道じゃないか、このように考えまして、今お尋ねしたので、この点についてはどうお考えになるのですか。

○大村説明員 その点につきましては、ただいま公共事業の担当の主計官を呼びまして、別途御説明申し上げた方が適當かと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○渡海小委員 今、大村主計官は担当の方を呼ばれるということでございまして、その答へとあわせてお聞きしたいのですが、おそらく〇・五という筋が引かれたのは、基本法にあります〇・五という数字からとられたにしましても、要は激甚地指定のこの特例法というものは、地方財政にとらんで、

地方の力のないところに補助してやるのだ、率を上げることによって災害復旧事業を完璧ならしめるのだ、こういう意味でなされたのじゃないかと思う。そうでなかったならば、〇・五で線を引くというのは、理論的に合わないと思う。当然野放しにして、激甚地であるところでは全部特例に入れないければ理論が合わない。一方で〇・五にしぼっておられます。片一方におきましては、今言われましたように、この法律が、地方の財政が苦しい、国がめんどろを見て、災害復旧を全面的にしてやるのだということでありましたならば、少なくとも標準税収入額を上回るような被害を受けた県に対しては、特に激甚地指定というふうに、混合方式によって、そのような被害を受けたながらも、一部の県の災害の事業に対しては高率補助の適用を受けられないというようなことができないことは、同じ県でございましてから、理論に反すると思う。混合方式をとられるのならば、野放しにすべきであるし、〇・五という線を地方財政を救うという意味が引かれるのだとしたならば、当然一〇〇%を上回るような県に対しては、金額の工事については指定をされるというふうな持つていくのが理論的ではなかったかと思うが、この点理論的に大蔵省はいかに考えておられるか、あわせて担当の主計官の御回答を承りたい、かように思います。

それとあわせて文部省にお聞きしたいのですが、文部省のいわゆる被害激甚地にとられる政令の大要につきまして、御説明賜わりたいと思います。

○齋藤(正)政府委員 今回の災害を受けた公立学校等の建物の災害復旧に関する被害地指定の点でございますが、大體次のような考え方で進んでおります。市町村立の学校につきましては、市町村立学校の災害復旧事業の事業費の額が当該市町村の標準税収入の百分の二十に相当する額をこえる市町村の区域、または長期の洪水状態が継続した市町村の区域、これが市町村立学校についての地域指定の考え方でございます。府県立学校等につきましては、いわゆる混合方式と申しますか、当該市町村の区域内に設置する県立の学校等の復旧事業費の額と、そのほか市町村が設置する公立学校の同じく復旧事業費の額と合算した額が、当該都道府県の標準税収入に当該市町村の標準税収入を当該都道府県の区域内の全市町村の標準税収入で除した率を乗じた額と、それから当該市町村の標準税収入を合算した額の百分の二十に相当する額をこえる市町村の区域、または長期の洪水状態が継続した地域、こういうふうな指定の考え方でございます。

○渡海小委員 ただいま申されたことによりまして、大體外観はわかったのですが、指定される地域と申しますのは、いわゆる公共土木が出しております数字によりまして指定されます地域というものの、その違いはございますか、どうですか。この点お聞きしたいと思います。

○齋藤(正)政府委員 公共土木等の地域の指定が、実際にどうなるかということと私どもも承知しておりますのでございしますが、また、私どもが、この

地域指定の基準によりまして、最終的にどの市町村あるいはどの県立の学校等が所在する市町村が指定されるかは、また被害の状況を見なければつきりわからないわけでございますけれども、大體このような考え方をとりました基礎には、今回の高率補助をいたします地域と、一般法によりまして、公立学校で申しますれば三分の二の補助をいたします学校等の比率というものは、大體公共土木等の場合と同様でございます。従いまして、公共土木の指定基準そのものを使いますよりも、同様の割合でございますから、市町村立の学校等の被害の実態に即した指定の基準の方法としては、別個の基準を設定した方がよからうというところで、かような案を立てたわけでございますので、全体といたしましては、あの公共土木等の考え方と違いはなからう、かように考えております。

○渡海小委員 文部省から提案されているこの説明の理由を讀むと、風水害を受けた公立学校等の建物のすみやかなる復旧をはかるということ、反面、地方財政の苦しさによってこれらの学校の災害復旧がおくれている困窮の、だから国がめんどうを見てやって復旧を完璧ならしめるのだ、こういう趣旨から出ている。この点は、公共土木も同じ理由から出ているだろうと思ふ。地方団体は、学校であらうが、あるいは公共土木であらうが、財政の点では一つなんです。だから、公共土木で被害激甚の指定を受けるようなところであれば、その学校の被害が百分の二十に達しないような少ないところでも、当然高率補助が行なわれなければ、たとい被害が少なくとも、ほん

りの復旧ができないのではないか、かように考えるが、この点、何がゆえに文教とあるいは公共土木とを分けられたのか。農林の被害というものは、個人あるいは団体でございますから、これは公共団体と離れてやるのですが、いわゆる公共事業であることは、これは堤防であらうと、道路であらうと、学校であらうと、私はその町村がやらなければならぬことであり、同じだろうと思う。その点におきまして、学校だけは百分の二十に達しないものはやらないということになりましたら、困るのじゃないか。少なくとも公共土木の被害激甚地の指定を受ける町村においては、この百分の二十によって全部入るのだという程度にまで、なおそれ以上のところも救われるんだ——これはPTAの負担もございましょう、もしくは市町村の負担もありませんから、分けられるのに当然意味があると思う。しかし、少なくとも県の公共土木の被害激甚地の町村に対しては、全部これが入るんだという程度にまで、この今示されました政令案に出てきてこそ、初めて分けられる意味があるのだと思います。そうでなかったならば、少なくとも公共土木の線と同等にまで持ってきていたきたい、こう考えるのでございしますが、この点いかがでございますか。

○齋藤(正)政府委員 先ほど申し上げましたように、高率補助を適用いたします地域、それから一般法の適用を受けます地域のつり合いと申しますか、公共土木等の場合と違いはないわけでございますから、現実に公共土木の場合指定地域がどのように決定されるか、また私どもはつきりわかりません

けれども、総体といたしましては、被害の激甚な地域というものに両方の指定がそろい食い違ひはなからうと思ひます。ただ、法律の建前といたしまして、学校のすみやかな復旧をはかるというところでございまして、もちろんお説のように、今回の基準につきましても、地方団体の財政力というものの相関的な関係考慮に入れますが、部分的にはやはり学校の被害を中心に着目して規定した方がよからうというところで、かような考えをとったわけでございます。

○渡海小委員 私は、ただいまの答弁では了しかねるのでございますが、なお、数字的に被害激甚地の公共土木とどの程度の差があるかということとを具体的に明示し願つた上、この問題は、いずれあたりまで質問させていただきます、この点お聞きわけですけれども、ただ一点お聞きしたいのは、市町村の指定の場合において、百分の二十と、ほかに長期洪水という言葉をに入れておられますが、被害の額のかんにかかわらず、いわゆる公共土木で示されたと同じような長期洪水の場所は激甚地として指定するということの意味であらうと思ひますが、その長期洪水は、長期洪水地域になつていて県の学校についても適用されますかどうか、その点をお伺いします。

○齋藤(正)政府委員 その通りでございます。

○渡海小委員 了解いたしました。ただいま大村主計官が席をはずしておられましたから、あらためてお伺いしたい。今文部当局に聞いたのでございますが、激甚地の指定について、農林関係は、これは個人もしくは団体の

被害でございしますから、政令基準というものを公共土木その他と別にされることはわかる。ところが同じ公共団体が行なう事業である文教関係も、ただいま聞きまして、公共土木関係の激甚地の指定において、異なる指定をしておられる。しかし、激甚地の指定をするという事は、地方公共団体の財源不足を補うことによってその復旧事業を促進すること、全部のこの特例の法律の趣旨になっている。その趣旨からいへば、当然公共土木において指定されるような激甚地におきましては、文教関係につきましても激甚地として指定されるのが理論的に正しいのじゃないか、こう考えまして申しましたのですが、この点について、大村主計官はいかなる考えでございしますか、あらためてお尋ねいたします。

○大村説明員 もちろん、被害市町村の財政状況等も勘案して基準ができていくわけではございしますけれども、復旧事業の対象によりまして、被害の実情がそれぞれ違っておりまして、たとえば、一本にやりますと、学校としては大した被害がないところでも、あるいは高率の対象になり得るということになるわけです。あるいは一本でやりますと、学校では相当の大被害がありまして、全体として対象にならないことになるのでありまして、学校は学校独自といたしまして、特に被害の大きいところにつきまして、当該市町村の財政事情とかその他を勘案して激甚地の指定をやっていくのが合理的ではなからうか、こういう観点に立ちましてやりましたのであります。

○渡海小委員 学校は学校としていうことで言われたのですが、たいてい、

学校としての被害は僅少のために百分の二十に達せず、激甚地の指定を受けないところでも、公共土木で激甚地の指定を受けているという市町村では、学校を復旧する責任を負うのは町村なんです。たいてい学校の被害は少ないといわれまして、やはり高額な補助をしてやらぬことには、すみやかな復興というものはできない。この特例を作りましたのも、その町村財政を救って、すみやかに復旧をやるということが、その趣旨じゃないかと思

う。この趣旨を生かせば、激甚地指定をするのに、学校の被害は少ないのだから、やらずに済むというのだから、かように思ふ。また、しかしながら、今あなたが言われましたように、公共土木で指定にならなくても、学校として大きな被害をこうむっておられる、こういう町村には、やらずに済むわけにはいかないかという事、これは理由の中には、学校は、県立学校であつても、町村が地元負担金としてやっている。あるいは、これはよくないことではございしますが、学校区その他の名前がPTAがそれぞれの負担をして建てておるのが、現実の状況なんです。あるいは分けられるというところにもこの法律の趣旨を生かすためにやるのでしたら、この文部省の出される政令というものは、公共土木で出てくる、地方を救う基準と同じものが、特に今言いました、学校だけで大きな被害を受けておるが、公共土木では被害地に入らないところを

救う政令を出すことによって、初めて完璧を期せられるのじゃないかと思ひます。この点、数字がわかりませんが、私は数字の詳細なる御報告を待つて、あらためて質問させていただきますと思ひます。

なお、自治庁当局にお聞きしたいのでございしますが、私は、今回の政令の指定の中に、ただいま申しましたように、非常によく考えられた事項でございしますが、末端に至りましては、そういったような実情が起きてくるのじゃないか。従つて、激甚地の町村を持つておられるが、あるいは県の工事に對しましては、五というよりな線を引つぱつたために、全然当たらないような、この特典に浴することができないような県が生れた、あるいは激甚の指定には県全部が入らないために、県としては基準財政収入額の二倍も三倍もの被害を受けておられるが、その県のやる工事に對しては、ある一定の地区があまり被害がなかったために、激甚地指定に入らずに、その県のやる工事は、いわゆる高率補助の適用を受けられない、こういうような矛盾が起きてくるのじゃないか。この矛盾を救うために、政府当局におかれましては、いわゆる特別交付金をもちまして、完壁を期する考慮を払う、こういうことを、漏れ聞くところによりまして、行なわれたのじゃないかと思ひます。あるいは、この点につきまして、いわゆる特別交付税によりまして、行政上の完壁が期せられるものであるかどうか、自治庁のお考えをこの際お漏らし願ひたい。

○奥野政府委員 自治庁といたしましては、個々の事業についての地方負担額だけを見て措置をするわけではなしに、それぞれの団体の災害に伴う地方負担額が全体としてどれくらいになるか、それをその団体としてはどう処理していけるか、というところから考へていかなければならないと思ひつています。そういう見地に立つて、地方団体の所要財源全体とにらみ合わせながら、地方債資金の配分なりあるいは特別交付税の配分なりをやつて参りたい、こう存じておるわけではございします。従いまして、たとえば国庫負担の特例によつて高率な国庫負担が受けられる。そういったしますと、その団体の地方負担分は減少して、減少した地方負担額を頭に置いて、減少した地方負担額を頭に置いて、地方債資金の配分を行なわなければならないじゃないか、かように思ひます。従いまして、減少した地方負担額を頭に置いて、地方債資金の配分を行なう、あるいは将来元利償還額を基準財政需要額に算入する場合も、多い地方負担額を基礎にして基準財政需要額に算入していく、そういうような措置を当然としていくべきものだ、かように考えております。

○渡海小委員 今度の被害に對しまして、政府当局は、累年の被害によるのは、結局原形復旧ということではだめなんだ、改良復旧をやらなければ全然だめなんだということを盛んに希望されて、この点を非常に推進しておりますが、この点に對しては、この考えが、これはまことにけっこうなことだ、かように思ひますが、この点につきまして、今回出されました予算並びにこの

特例等によりまして、いかなる措置がとられておりますか。これは一応大蔵省の方からお聞きしたいと思います。

○大村説明員 国有財産担当の適當な者がすぐあとで参りますから、そのとき詳細御説明申し上げます。

○渡海小委員 それなら、あとで担当官が参られるようではございしますから、その際にあらためてお聞きしたいと思います。

今回、本年度の災害によりまして起債を百四十億追加されまして、総額において百七十五億に災害起債額がなつたというのをただいま承つたのでございしますが、追加された百四十億の起債の中には、二十億という公債債があるというのを聞いておるのでございします。私は、災害は政府資金によつてまかなうのが当然でございしますが、原資の關係でそうなのだろうかと思ひます。この公債債は、少なくとも政府資金と同じように六分五厘の利率でないと、ほんとうの災害起債には充てられないと思ひますが、この点についての考慮がいかに払われておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘の通り、災害対策に充てられる地方債資金の全額を政府資金をもつて充ててはございしません。たまたま、二十億程度のものを公募資金について予定をいたしてございします。しかし、地方債資金の配分にあたりまして、従来政府資金を予定しておりました種類のものにつきまして、一部公募資金に振りかへたい、こう考へております。そういったしまして、可及的に災害復旧の資金には政府資金をもつて充てるようにしたいと思ひ

ておるわけでございます。従いまし
て、今回増額いたしました公債償還金
二十億円が、そのまま災害復旧に充て
られるわけじゃないに、一部政府資金
に振りかえられるものだ、こういうふ
うに御了解願っておきたいと思いま
す。なお、いずれにいたしましても、
それぞれの資金によって違うわけで
ございませうけれども、六分五厘とかい
うことじゃないに、起債の種類により
ましては、九五%まで元利償還額を基
準財政需要額に入れますし、あるいは
また、もっと少ないものであります
も、歳入欠陥等の補てんのための地方
債、こういうものにつきましては、二
八・五%までは元利償還額を特別交付
税でめんどうを見ていく、こういうふ
うなやり方をするわけでございませ
う。従いまして、六分五厘に下げた以上
に地方団体の負担は軽減されていく、か
ように存じているわけでございませ
う。

〇渡海小委員 百七十五億という一般
会計の額でございませうが、この百七十
五億という一般会計の額で、今回の災
害に対する完備を期し得るかどうかと
いうことをお聞きしたい。と申しま
すのは、今回の起債は、この特例で出
されたように、元利償還額のものに相当
ございませう。また、災害の裏づけ起債
というものは、地方交付税においてこ
れを九五%まで見ていただくというこ
とになりまして、受ける町村にとりま
しては、これは補助と同じであるとい
うことになりましたら、起債の額によ
ってパーセントを落とすということ
になりましたら、それだけ国庫補助が
減ったのと同じ効果がでるのではな
いか、こう考えますので、少なくとも
起債は必要額の全額を満たし得るもの

でなければならぬ、かように思います
が、その意味から言いますと、この百
七十五億という額が十分であるかどう
かというのを、まずお聞かせ賜わり
たいと思います。

〇奥野政府委員 地方債の所要額につ
きましては、従来と同じような考え方
でその所要総額をはき出したわけで
ございませう。また災害復旧費の所要額
の全体につきまして、これでもう動か
ないのだというような数字が固まつて
はいないのじゃないか、こう思ってお
ります。しかし、現在の推定によつて
算出しております段階におきまして
は、まあこの程度の資金を今年度にお
いて用意できれば、どうにかやってい
けるのではないだろうか、こういうよ
うな考え方をとっておるわけでござ
います。

〇渡海小委員 大体百七十五億と予定
される起債の内訳を、この際一応お示
しいただきたい。

〇奥野政府委員 前年災害に对应した
します国庫補助災害復旧事業費、その
裏になります地方負担額、これに充て
られるものとして五十五億円を考
えております。それから災害関連事業であ
りますと、緊急治山、緊急砂防とい
う仕事に对应します地方負担額とい
ましては、二十四億円を考えてお
るわけでございませう。要するに国庫補助
事業の裏になります地方負担額とし
て、両方合わせました七十九億円とい
うものを予定いたしております。これ
に对应して、単独の災害復旧事業費
につきましては、七十六億円を予定
いたしております。その内訳は、一部元
利補給をいたします土木と学校の小災
害の部分が十九億でございませう。こ

〇渡海小委員 たいだいの数字により
まして、大体わかったのでございま
す。補助事業の裏になります部分とし
ましての五十五億、これは現年度災害
でございませうから、当然一〇〇%起債
とし、充当されるものと見ての数字で
あると解してよろしいでしょうか。ま

た関連並びに緊急治山、緊急砂防の二
十四億というのは、どのくらいの充
率になっておりますか、お聞かせ願
いたいと思ひます。それと、いわゆる単
独の四十億で、このたびの特例により
まして小災害も起債を許す、しかも激
甚地に対しては元利補給を行なう
ということにございまして、まことに
けつこうな措置と思ひますが、それ
でもなおこの小災害におきましては、
一学校十万円、それから公共土木につ
きましては、市町村におきましては五
万円、県におきましては十万円とい
ふふうに区切つてあります。あるいは農
地におきましては三万円というふう
に区切つてありますが、町対によりま
してはそれ以下の工事がたくさんござ
います。これを集計すると、その
県、その市町村には相当な額になつて
おりますが、これらの仕事も合わせて
単独、準単独の四十億という中で、起
債によって財政的な裏づけを考えてお
られるものであらう、かように考
えるのですが、この特例の適用を受け
ないものに対するもの、またはこの特例
以下の小災害を救済するための単独の四十億
というものが、どの程度の率で見込
まれて出すべきであるかどうかとい
うことを、お聞かせ賜わりたいと思
ひます。

〇奥野政府委員 現年災害に对应しま
す災害復旧事業費の地方負担額、ある
いは現年災害に伴いますところの災害
対策、緊急治山、緊急砂防の緊急負担
額、こういうものにつきましては、原
則として一〇〇%地方債はつけたい、
かように考えておるわけでございま
す。ただはずれて落ちて参りました
り、あるいはまた若干受益者負担金の

徴収できるものがありまじたりする
ものがありますので、私どもが地方債計
画を作りますときには、地方負担額全
体の九〇%というものを地方債資金と
して用意して参るわけでございませ
う。それによつて実際の使用額の一〇%
の地方債をつけるということになつて
おるわけであります。地方債計画とし
ては九〇%という計算をはきいてお
ります。なお単独事業の地方債として四
十億円を予定しておりますが、これは御
指摘の通り、一件の限度額を十万円と
か十五万円とか以上が国庫負担だ、五
万円以上とか十万円までのものにつ
いては元利補給する。それから以下の
ものはしない。また特例法の適用を受
けない団体の分も、もちろん入つてお
ります。それじゃやういふものの復旧費
の全体をこれでまかなえるのかとい
いますと、必ずしもこれでは全部をま
かなえないと思ひます。やはり小さい災
害などにつきましては、ある程度一般
財源を持ち出してもらいたい、こうい
う考え方をしておるわけでございま
す。ただ従来から、こういうような単
独地方債は、所要資金というものを、
公共補助事業の一六・四%という
率ではじき出しておるわけでありま
す。数年来ずっと一六・四%という率
を使つて参つております。今回もや
りこの一六・四%で単独災害復旧事業
に要する地方債所要資金、こういた
しておるわけであります。単独災害復
旧事業費がこれで終わるかといいま
す、そうではなくて、やはりもう少し高
い率にならうかと思ひます。しかし、
さしあたり借金でまかななければな
らないものは、これくらいでどうか

やれるのではないかと考えております。

○渡海小委員 今の関連の關係の二十四億、これはどの程度の率であるかという事を御説明願いたいと思ひます。が、さらに現年度の五十五億で財政計画の九〇%を見ましたならば、大体必要額を補ふという事でございまして、が、次年度になりまして、これは七〇%に落として含まれるのが普通になつております。私は、この災害の裏づけの補助事業というものは、地方財政計画で見られるのでございまして、地元にとつてみれば補助金と同じではないか、だから次年度におきましても、もう少し十分につけていただきたい、特に今次のような災害におきましては、次年度におきましても起債をつけていただかなければならぬと思ひますが、これは自治庁が、いわゆる町村財政の健全性を守るために、地方交付税でまかなうようなものを、この点落としておられるのか、それとも、いわゆる起債のワケが予定するだけ取れないために、やむなく七〇%で押えておられるのか、この点をあわせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 先ほど災害復旧の補助事業だけなしに、災害関連、緊急治山、緊急砂防の地方負担額についての地方債も申し上げたつもりであります。同じように、現年度に關します限りは、原則として一〇%地方債をつけていきたい、かように考えておるわけでございます。なお過年度になりまして、地方債の充当率を、御指摘の通り引き下げております。それは災害の起きました年は、とてもその財源をあれこれほかから持つてくるというこ

とは不可能でございますので、さしあたり地方債を認めておるわけでございます。年度が進行いたしましたから、事業の計画を変えて、一般財源をひねり出しまして、とてもできることじゃないだらうと思ひます。そういう意味で一〇%地方債をつけておるわけでございます。私たちは災害復旧といへども、できる限り一般財源を捻出してもらひまして、将来の財政に負担を残さないようなやり方をしておるわけであり、こゝろ希望を持っておるわけでございます。災害の起きました翌年になりまして、年度当初から、緊急事業にはどのくらい金が要するんだらうという事を予定してかかるわけでございますから、全体を見通して年度予算を立てる場合に、ある程度こゝへ一般財源をどのくらい持つてくるという計画も可能でございます。またそういう努力をしてもらうことによつて、災害だからあとで財源措置をする、借金で何もかもやっていこうという弊害も避けられるのではないかと、こゝろ思つております。そういう意味から、御指摘の通り、過年度災害復旧については七〇%を目途に地方債資金をつけよう、こゝろいふふうにいたしておるわけでございます。もとより、しかし地方財政計画を作ります場合には、三〇%の部分につきましても財源を必要とするという事で、計画は作つていくわけでございます。それだけのものは一般財源が全体としてふえていなければ、地方財政計画の収支が均衡を維持できない。もちろん財源措置としてはやつていく。その財源措置を全体として借金でやるか、あるいは一般財源でやるかの違いであります。個々の団体に

いても同じような考え方、ある程度のもものは一般財源を予定してかかるという健全な運営を続けてもらひ、こゝろいう気持で、過年度災害になりますと充当率を引き下げておるわけでありまして。

○渡海小委員 ただいまのお気持はわかりますが、一般の財政計画に組まれておりましたが、個々の市町村をとつてみれば、被災団体でございまして、次年度は税収の減もございまして、財政計画の上でも、個々の地方団体にとっては、次年度といへどもやはり相当財政が窮乏でなからうかと思ふ。それからもう一つ、地方財政計画そのものにつづつて合ひましては、個々の地方団体にとりましては、災害の裏づけ起債でございまして、基準財政収入額の算定の中に入れられて、交付税によつて元利補給がされるということになりました。九五%の補助と同じなんだという考えでみましたならば、いわゆる裏づけの起債といふものは、むしろ一〇%ほしといふのが氣持でなからうかと思ひます。この点、今の七〇%という充当率をもう少し引き上げられるのが、これらの要望にこたえるためにもいいんじゃないか、かように考えるのです。が、重ねてお聞きしたい。

なお、関連事業は、現年度は一〇%でございますが、関連事業につきましましては、御承知の通り将来の借金になるのでございまして、次年度からは財政計画に組まれて、できるだけ一般財源をもつて充当されるという事は、けつてこゝろなことであらうと思ひますが、今回の災害で特に関連事業として大きく取り上げられたのは、伊勢灣の事業であらうと思ひます。伊勢灣の事業は、単に災害復旧だけをもつてはこれの完壁を期することはできない。将来に備へるためには、これを改良復旧しなければならぬ。しかもこの改良復旧に伴ひましての関連事業といふものが、相当大きく浮かひ上がつてくるのではないかと。そのために、特にこの関連事業に對しましては補助率を入割まで上げるんだ、そして国の方針通りに地方団体もこの事業の完壁を期することができるといふような措置をとられたのであります。この伊勢灣に對する関連起債といふものは、三重県あるいは愛知県、特に三重県におきましては、その財政も十分でございせんから、この関連起債も、残りの二割の関連起債といふものも、次年度からは一〇%に近いものを出していただくことには事業の完壁ができてゐるのではないかと、かように考えるのでございまして。私はむしろこゝろいふやうな特例が出された以上は、関連事業も災害復旧事業とみなして、そして当然裏づけの起債の充当率も上げるし、またこれらの起債が、今後の財政計画によつて補給される裏づけをしていただくというふうにするのが、当然でなかつたかと思ひます。この特別措置法の第四に、災害復旧の総額の中に、災害復旧事業費とみなすという規定を入れてありますが、これがさういふ意味で出されたものであるかどうか、この点確かめておきたいと思ひますが、いかがであります。

○奥野政府委員 前段の、過年度の充当率七〇%を引き上げるといふ御意見につきましては、やはり個々の団体にとりましては、災害が異常に大きかつたために、過年度災害になつた場合にも、その地方負担額が莫大に上がつてとてもやりきれないといふやうな団体もあるかと思ひます。そういうこともございまして、今年度も一般的には七〇%の充当率を予定したわけでございますが、昨年の災害が非常に集中的に起つた地域につきましては、充当率を八〇%、ある団体につきましては九〇%まで高めております。そういうに、單純に一律な扱いをしませんが、団体によつて若干の差をつける取扱いをしていきたい、かように考えております。ただ基本的には、過年度だから一〇%の充当率をもつていふといふやうな考え方はいたしません。あくまでも健全な財政運営を心がけてもらふといふやうな建前で財政計画も作り、起債のつけ方もいたしていきたい、かように考えておるわけでございます。

なお一般の災害関連工事でありまして、災害に關連するかもしれないが、普通の公共事業だ、こゝろ扱われまふ限りは、今年度の例について申し上げまふと、起債の充当率は四五%でございまして、災害の起きました当初は、原則として一〇%つけますけれども、翌年以降は普通の公共事業扱いになつてしまふわけでございます。ただ伊勢灣高潮対策につきましては、その特別法の中に示されておりますやうに、災害復旧事業であるとすべき部分と一般の公共事業とすべき部分と、一緒にして規定をいたしておるやうでございまして。従ひまして、普通の災害関連として地方債をつけていたのでは、高潮対策全体に對する起債のつけ方として間違ひになるというやうなことはな

がろうかと思ひます。従ひまして、伊勢湾高潮対策につきましては、三重県や愛知県等の事情も考慮し、また高潮対策に関する事業をよく検討いたしまして、御指摘のような点についての間違ひをしないようにいたして参りたいと考えております。

○渡海小委員 次に、各町村からは、今回の災害に關しまして特例を出されたことは非常にありがたいのであるが、その起債額が、ある一定の金額にまで達しなければこれをいただけないということなので、今回の特例による起債というものは、先ほどから申しましたように、補助にもひとしいような額でございまして、個々の町村にとりましては、一般には百万円という数字で切られておりますが、小さい町村にとりましては、百万円というのは相当膨大な数字でございまして、それ以下の金額でございまして、相当負担を苦しめますので、この限度額を下げていただきたい、それを五十万まで下げてもらいたい、こういうような要望でございまして、これらの要望は当然のことであろうと考えますので、自治庁当局におかれては、この要望にこたえて、限度を引き下げられる考慮があるかどうか、この点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 災害復旧の所要資金をさしあたり借金でまかないますのは、やはり基本的には、金額が大きな額に上るものだから一ぺんには払えない、そこで何年かの間に分割して払うようにしよう、そういうことで地方債を起すのだと思ひますが、そうしますと、どうしてもやはり一件限度は何万円以上のものについてのみ地方債を

認めるという考え方が出てこざるを得ないじゃないだろうか、この私たちが思つておるわけでありまして、また現実には貸付業務をやつておるところからいたしますと、大体災害復旧の資金は十五年くらいで返すことにならうかと思ひます。そうしますと、御指摘の五十万円を十五年で割ると、一年については三万円内外だ、こういう数字になつて参るわけでありまして、そのことが、貸付業務を扱つておるところからすると、非常に煩瑣になつてしまふのだ、事務的にそういうことはかなわぬ、こういうふうな意見も聞いておるわけでありまして、しかし、今お話のありましたような点もございまして、私たちがとしては、あとより限りを引き下げたいというふうなことから、本来なら五万未満の市町村であります、百万円以上のものについてのみ地方債を認める、こういうことについておつたわけでありまして、今回の災害につきましては、これを八十万円程度まで引き下げたいということ、一応政府内部の話し合ひはできておるわけでありまして、なお御指摘のような意見もありまして、今後もお検討はいたして参りますが、今申し上げましたような事情のありましてことを御了承願ひたいと思ひます。

○渡海小委員 私は、これは各町村にとりましては補助にもひとしいというふうな起債でございまして、事務の煩瑣もございまして、あつた限り実情に即して限度額をきめていただきたい、このように要望いたして、この点に關しましては政府の答弁を承し

次に、このたび地方債の起債の特例として出された法律につきましては、政令にまかされておる事例が相当ございまして、農林並びに建設あるいは文教その他の政令がほぼ固まりましたのでございまして、自治庁としまして、これに合わせた政令が作られるものと考えられますが、どのような概要になりましたか、もうほゞ決定したことであらうと思ひますので、一応お聞かせを願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 起債の特例を考へております対象の起債には、三つの種類がございまして、その一つは、特例法の第一条に書いてあるものでございまして、減免による減収補てんでありますとか、災害救助対策のいろいろの地方負担に充てる地方債でございまして、これは二十八年災害債のときに出されたと同じ考え方にのつておつて、地域指定をしたい、こう思つております。すなわち、いろいろな災害復旧事業費、土木でありますとか、学校でありますとか、農林でありますとか、か、こういうふうな事業費が、その団体の標準税収入を上回つておる団体はこの地方債を起こしたい、こう思つております。

第二番目の土木小災害、学校小災害、これにつきましては、今申し上げましたような団体はこの特例債を出させる、こうしたいと思ひますが、そのほかに、土木につきましても学校につきましても、先ほど御議論のありましたように、激甚地指定が行なわれる結果、今申し上げた団体の中には入らないが、激甚地指定を受けるという地域が生じて参らうかと思ひます。そういう激甚地の指定を受けるような地域

につきましては、あわせてその地域の事業についてこの特例債を起こせるようにプラスしたい、こう考えておるわけでございます。

第三は、農地、農林業施設についての小災害でございまして、これにつきましては、昨年やはこの種の特例法を出したわけでありまして、その際に、一市町村当たりの農地、農林業施設の災害復旧事業費が一千万円をこえている市町村というふうな指定をいたしたわけでございます。これを今回は一千万円という金額を八百万円に下げたい、こう考えております。言いかえれば、特例債を出せる市町村の範囲が広がるわけでございます。なお激甚地につきましては、これは農林省の方で立案されます激甚地指定、これに全く合致していきたい。その地域につきましては、この特例債につきましても激甚地扱いをいたして参りたい、かように考えておるわけでございます。そういう方向で一応案を用意いたしております。

○渡海小委員 大体今の御説明でわかりましたが、基本となるものを標準税収入の一〇〇%以上ということ、しかも、あらゆる災害を集めてやられるというところから、この標準となる起債の特例を許されるという市町村は、公共土木とかあるいは学校とかいうものよりも、非常に緩和された形になる、かように考えるのでございまして、しかしながら、今度公共土木でとられましたものの中には、いわゆる市町村の査定の際に、激甚地市町村を救うための五割をこえておる、しかも混合方式をとれば激甚地になるところは、拾い

上げるというふうな特例が入れられたと思うのでございまして、そういうようなところが、今言われました方式によつてもし落ちるようなことがあれば、片方だけ激甚地に指定しておきながら、片方では起債がもらえないというふうな姿になります、当然これは含まれるような措置が考えられる、かように存じますが、いかがでございましょうか、この点念のためにお聞かせ願ひたいと思ひます。

それともう一つは、ただいま仰せになりましたいわゆる八百万円に落としまして、大体市町村から出て参りますものをほとんど救ふことができるかどうかという点と、二点お聞きいたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 前段の問題は、特例債を起こせる団体になります。後段の問題は、これは一応私たちは、先ほどちよつと申し上げましたように、小災害の規模というものを推定するために、補助事業の一六・四%という率を用いておるわけでありまして、実際問題として、それで十分であるかどうかでないか、なお今後の検討を要するわけでございます。ただ經驗的に一応の推定をいたしておるわけでありまして、農地、農林の災害査定がまだ終わつておりませんので、おそらく来年になりまして、この数字がはたしてこれで完全であるかどうかということについては、結論を出せないのではな

いか、しかし大体においてこれでやれるのではないかと、こう思つておるわけでございます。

○渡海小委員 起債関係のことについて、なお一点お聞きしたいのでござい

ておるうちに、第二項であるところの歳入欠陥債に對しましては、この前の昭和二十八年度災害の際におきましては、全額元利補給の起債が許された、かように考へております。今回はそのような措置をせず、これはかかつて将来の地方財政の負担になるというふうになるのですが、社会党さんの提出の法案におきましては、この点も昭和二十八年度と同様に全額元利補給すべきでないか、こういう案が出ておるのでございしますが、何ゆゑに昭和二十八年度災害と區別いたしまして、この点を元利補給なしに、一般財源に譲られたのか、この点お聞かせを願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 現在の地方交付税制度といふものは、昭和二十八年当時においてはございせん、それに準じた措置として、地方財政平衡交付金の制度があつたわけでございします。現在の地方交付税の制度は、国税でありますところの法人税、所得税、酒税の二・八・五％が自動的に地方交付税になつて参ります。昭和二十八年当時の地方財政平衡交付金は、現在の財源不足額を積み上げて、そして地方財政平衡交付金の総額を決定するといふような考へ方になつておつたわけでございしますから、言いかえれば、国の予算で地方財政平衡交付金の総額がきまつておつたわけでございします。災害があつても、この地方財政平衡交付金の歳出予算を特に増額いたしません限りは、今のうちに自動的に地方交付税が増額になるというふうなことはなかつたわけではございします。そこで、当時の議論としては、地方財政平衡交付金にも普通交付金と特別交付金の区分がありま

して、やはりこの特別交付金を増額すべきではないかといふような意見がなつたわけではございします。しかし、この方の財源の都合もあつたわけであつて、とにかく五十億圓だけ借金を増額しよう、そのかわり、その五十億圓の元利は将来国庫で補給をしていこう、こういうことになつたわけでございします。ところが、今回は地方交付税制度になつておるわけでございします、自動的の地方交付税が、国の歳入予算に三税の増額が計上されます限りは、地方交付税も増額になつてくるわけではございします。その結果、八十五億圓といふかなり大きな地方交付税の増額を見ることがなつたわけでございします。普通交付税にそのうち四十四億圓を回し、特別交付税が四十一億圓といふ大きな金額になつて参るわけではございします。これを従来の特別交付税に計算して配分することができ

るわけでございします。二十八年のときに、五十億圓の全額元利補給の地方債を出したわけでございしますけれども、その際に、土木小災害については三件限度を引き下げる農地については三万圓まで引き下げられたわけでございします。土木についても引き下げるといふ議論があつたわけでございしますが、引き下げるかわりに、この地方債を幾らかつけようといふことになつたわけではございします。その額がたしか十六億圓程度であつたと思ひます。そうしますと、純然たる特別交付金は三十四億圓になるわけでございします。でありますから、比較においてもの言へば、二十八年のときには特別交付金が三十四億圓増額になつた、今回の災害においては特別交付金が四十一億圓増額になつた、そのほかに普通交付税が四十億圓増額に計算されることになつた、こ

ういふことではございします。従いまして、実質的には二十八年の際よりもはるかに手厚い措置が、今回の災害においてはとられた、こゝういふことになつてございします。そのほかにプラスして、今回特例法を出してあります、この歳入欠陥補てん等の地方債を二十億圓発行しようといつたしておるわけではございします。二十八年にとられた五十億圓の元利補給の地方債、それ以上の措置は、別途に今回は地方交付税の増額という形においてとつた。それ以外に、さらにこの特例法ができてゐるわけでございします、この特例法と二十八年の元利補給の五十億圓の地方債とを比較されますことは穩當ではない、さうに私たちは考へておるわけではございします。

○渡海小委員 ただいまの点、大體了承をいたしました。行政局長に伺ひます。市町村共済組合の組合員の災害見舞金の額に對する特例が出ておるのでございしますが、これは當然国家公務員もこのような措置がとられるものであらう、国家公務員と均衡をとつて、このような市町村共済組合に對する措置がとられたものである、かように考へるわけでございしますが、国家公務員との関係におきましてどうなつておりますか、この点をお聞かせ願ひたい。

○藤井政府委員 これはお説の通りでございします、実は現在共済組合の關係では、国家公務員共済組合と市町村職員共済組合と二本建に相なつておるわけでございしますが、国家公務員共済組合法は昨年改正に相なりまして、これらの付加給付に當たるものといたしましては、政令でそれぞれ措置ができるように相なつたのでございします。現行の制度におきましては、御承知のように府県の一般職員、それから公立学校の教職員並びに警察職員につきましましては、国家公務員共済組合法に乘つて運営をされておる。従いまして、それらにつきましては、国家公務員關係で現在方針を討議いたしておる、市町村職員共済組合と同じように、最高二カ月の割増しをやるということに方針がきまつておるわけではございします。ただ、この方は、法律改正を要しないで、政令でもつてやれるといふことに相なつておりますが、市町村職員共済組合法におきましては、改正前の国家公務員共済組合法と大體歩調を合わせて規定をいたしておりましたために、いわゆる付加給付の規定がございせんので、法律の運用だけでは割増しの措置を講ずることができなくなつておりますために、市町村職員共済組合法につきましては、国家公務員に準じた措置を講じますために、法律改正の措置を講じて、同じような措置がとれるように道を開いたといふのが、現実の姿でございします。

○渡海小委員 さらに伺ひたい、例によつて付加給付を行なひます月数をおの、三カ月にしてはどうだ、こゝういふ御意見もあるものでございしますが、昭和二十八年度のおきましては、昭和二十八年度のときにとられた措置と今回の措置といふかが、あります、お聞かせ願ひたいのと、二カ月分が必要とするところの――こ

れは基金の關係もあらうと思ひます、ですが、基金の額を幾らぐらい予定しておられるか。それが三カ月になればどのようになるのであるか。また、現在これらの予定する基金の額に對して手当をしなくてもよいのであるかどうか。この点もあわせてお答へ願ひたいと思ひます。

○藤井政府委員 割増しの限度を三カ月にしてはどうかといふ御意見のあることは承つておるのであります。ただ、この点につきましては、前例の關係なり、今御指摘にもございした罹災給付積立金の現状ともからみ合わせて考へていかなければならぬといふことで、二カ月以内といふことにいたしましたのであります、昭和二十八年の際には、これはやはり今度と同じように最高二カ月の範圍内において割増しをするといふことになつておりました、今回の措置は二十八年災害に準じた措置を講じようとするものでございします。なお、罹災給付積立金は、これは市町村共済組合の連合会です、それぞれ保管をし、管理をいたしておるのでございしますが、今度二カ月最高を加えるといふことにいたしました、法定額と合わせまして、現在われわれ手元に集まつております資料から計算をいたしますと、総額一億八千八百二十八万五千圓といふことに相なつておるのであります。現在、三十三年度末におきましては罹災給付積立金の額は一億一千二百七十三万九千圓でございしますが、これが本年度中におきまして全国からそれぞれ払い込みがございします、本年度末においては一億七千四百十三万三千圓といふことになる見込みでございしますが、それでも、最

高二カ月全部きまつて参りまする場合におきましては、若干足りないということも予想をせられるのであります。その場合におきましては、さしあたり、方法としていたしましてはいろいろございまして、一応罹災給付積立金については、長期の方から資金の運用で借りておきまして、それでも来年度において帳消しにするような措置を講じてはどうか。考え方によりましては、掛金を上げるといふこともございまして、けれども、しかし、こういう際でもあつて、これを契機にして、また掛金を臨時的にでもあられ上げるということ、適当ではないかと考えております。さしあたり現在考えておりますのは、足りない場合には長期の方から一応借りておきまして、来年度以降の罹災給付積立金でもって帳消しにしていくという運用方法をとつて参りたいと考えております。

○渡海小委員 大蔵省の災害関係の主計官、宮崎氏が来られましたので、一、二質疑いたしたいと思つたのであります。

このたびの政令による激甚地指定に關しまして、地方財政がこの災害に対する復旧の根本になる、ために特例が出されたのであらう、かように考えるのであります。このためには、激甚地指定といふことが、ほんとうにつじつまを合わせた数字だけではない、現地に適して、適切に行なわれてこそ、ほんとうの災害復旧の迅速を期することができ、この特例の趣旨が生かされる、かように思ふわけでありまして、このたびの激甚地指定にあたりまして、

て、いわゆる混合方式をとられた意味を御説明願ひたいと思ひます。

○宮崎説明員 今回の災害特例法の政令に定めます地域の指定に關しましては、ただいま渡海先生の御指摘の通り、いろいろの面から慎重な検討が加えられたわけでございますが、特に公共土木施設につきましては、この管理をいたしますのが地方公共団体でございますので、やはり地方公共団体の財政という面を非常に重視してきめるとにいたしましたわけでございます。従いまして、基準の内容となる尺度につきましては、地方の標準税収入をとりまして、これとの比較において激甚地という判断をいたす、こういうことに相なつております。そこで、今回実際に決定いたしました内容は、すでに御承知の通りでございます。考え方としては、二つの大きな考え方があると思ひます。まず第一は、府県の工事につきましては、公共土木施設国庫負担法の規定で参ります。現行法におきましては、標準税収入の二分の一までは基本の率である三分の二を適用する。それから、二分の一をこえて二倍までの事業費につきましては四分の三、これをこえますと十分の十の国庫負担率になつております。従いまして、まず県の工事につきましては議論をいたします場合に、〇・五倍という程度以下の事業につきましては、これは例年でも相当なことでありまして、特例法という対象にいたすことは適当でなからうというところで、まず〇・五倍以下のもを対象外といたしまして、〇・五倍以上を問題にいたすということになつたわけでございます。そこで、今回の災害の特例法といたしまして、県の工

事について考えて参りまする場合にも、いわゆる被害の激甚な地といふものは、必ずしも全県一律にやられておるというふうなものではなく、一つの地域が非常に激甚な災害を受けておるというの、あつちこつちにあります。実態でございますので、これを対象として問題を判断していくことが適当であらう、こういうふうな考えられたわけでございます。従いまして、県工事の全部が特例法適用である、あるいは全部が適用でないというふうなやり方ではなくて、〇・五倍以上のものにつきましては、そのまた県内の市町村の地域について、激甚の程度をはかるといふことにいたしましたわけでございます。その測定の方法及びいたしまして、一つの市町村の地域における県の工事、市町村の工事といふものを合計したもので、災害復旧事業費の程度をはかり、またこれに対応する税収入といふたしましては、その地域の市町村の標準税収入、それから県税収入のうち市町村の地域に按分した額といふものとの合計額を税収入として見る、こういうやり方にいたしましたわけでございます。この方法は今回初めてのものでございまして、いろいろ御議論もあるかと思ひますが、やはり最近の傾向をいたしまして、県によりましては、市町村工事が相当県工事に移つておるという実態もございしますので、そういう状況も考えますと、県工事と市町村工事を合算したところで被害の程度をはかれないと問題が多いただらう、こういうことになりまして、工事の方が合算をいたします関係もございまして、税収入の方も両者を合算したもので見

る、こういう考え方になつたわけでございます。

具体的ないろいろの作業とその結果の問題につきましては、すでに大臣等からもいろいろ御説明がございまして、あれでございまして、現在査定が進行途中でございますので、まだあまり明確なことを申し上げられないのは残念でございますが、そういう考え方の方で今回の措置があられたわけでございます。

○渡海小委員 大体御方針はわかつたのでございまして、いわゆる基本法の率にあるところの二分の一という線でも区切られるというところは、その県の基準財政力と災害の額といふものを比較されてあられたことであらうと思ひます。そのようにされるのであれば、災害額が県税収入の半分以上のものは全部入れるとは言ひませんが、少なくとも倍以上またはあの基本法にもありますように二倍をこえるものは、全県を特例法で指定すべきが当然であつて、その中に特に混合方式なるものによつて地域を指定されるというものは、理論が矛盾しないか。また今言われましたように、激甚地区を特に指定されるのであれば、その〇・五といふものをはずして考えるのが理論が通つておるのじゃないか、かように考えるのでございますが、この点いかがでございますか。

○宮崎説明員 御指摘のような考え方、もちろん実際の審議の過程におきましては、いろいろ議論が出たわけでもございまして、結局問題といたしましては、災害の激甚地といふものを、実際の激甚な土地についてつかまえていくという考え方が一つ。それが主体

でございますが、しかしその場合であつても、その工事を実際に実行いたします府県の財政力から見れば比較的微であると思はれるものは、これは通常の年の災害等の関係から見まして、むしろ特例法の対象外とすることが適当でないか、こういう考え方でございます。先ほど申しましたように、二つの考え方が入つておるわけでございます。御指摘のように〇・五倍以上であればそれは全部指定してしまふ、〇・五倍以下は指定しないというふうな線で、かりにそれを二倍ととりまして三倍以上としましても、限界線でもつて非常に実情面からいつた問題があると思ひます。そこで私もといたしましては、やはり災害の実態から見まして、できるだけ具体的な地域が救えるようにしたいといふことを重要な問題として考えなければならぬであらう、しかし実際に工事を実施します団体の財政力から見れば比較的微であるものは、これはやはり御遠慮を願ひたいという考え方、今回のものがきめられておると考えております。

○渡海小委員 私はただいまの答弁では納得しかねるのでございまして、要するに、実際の災害地に適用するんだという方針と、今の府県財政の方針と、二つの方針のもとにやられたから、ただいま申しましたような矛盾が出てくると思ひます。この矛盾によつて生じる具体的ないろいろの問題は、政府のお考えでは、特別交付税によつて行政運営面において遺憾なからしめるといふことでございますので、この点に關しては、自治庁当局から答弁があらましたから一応了承いたしますが、こういった矛盾があるという点だけ

は十分考慮に入れられて、行政運営面において万全を期していただきたい、このことだけを要望しておきます。

さらに文部当局から聞きました政令の内容によりますと、この公共土木とは別の政令が作られておるといふことになっておりますが、これを行なうのは同じく地方公共団体でございます。

激甚地指定におきましては、当然公共土木と公立学校施設と同じような基準がとられてこそ、初めて災害復旧が確保せられる、こういうふうに考えるのでございます。この意味からいいますと、文部当局が作っておられます政令によりまして指定される高率補助の適用というものは、少なくとも公共土木の指定される高率補助と均衡のとれるものでなければならぬ、かように考えます。この点に關しましては、具体的な数字がまだわからないのでござい

ますから、おきますが、そういう線ではやられるのが私は当然だと思いますが、この点當局のお考えだけをお聞かせ願いたい。

○宮崎説明員 私は文教施設の担当でございますが、一応災害関係でいろいろ全体の問題にもある程度関連いたしますので、お答え申し上げます。文教施設につきましても、これを管理いたしますのが、地方公共団体でございますから、これと一緒に考えてもよろしいという意見もありませんし、またそういうものを実際に実施いたします公共団体の財政状況と比較する場合には、合算して考えるということも、一つの方法としてはあり得ると思います。しかし実際にいろいろ災害の実態を踏めて参りますと、この公共土木施設の災害

被害額が非常に大きなところと、それから文教施設の方で大きいということと、必ずしもこれが一致しておらぬというところはございます。それと、御承知のように、公立の文教施設の管理の主体は市町村でありまして、公共土木は府県が主体になるという関係もございまして。そこへ今回の災害特別法の指定基準にあたりましては、そういう問題がございました結果、やはり各施設ごとにそれぞれの実態を十分把握して、合理的な指定基準を定めることが適当である、こういう考えで今度の指定基準案が作られておることと思

います。ただ実際に指定されるところは、激甚地というものの程度が、公共土木と文教施設で非常な較差があるということでは、これは行政上もまずいと思ひますので、その点は私も十分注意してやりたいと思つております。

○小島小委員 関連してお聞きしたいのですが、非常な較差があつた場合は困るということもございまして、私も困ると思ひます。公共土木が、重要性において軽いというのではないのですが、学校施設と公共土木施設と比べてたときに、学校施設の方を、公共土木施設よりも軽視していいということには成り立たぬと思ひます。むしろ重要視すべきであると思ひます。でありますから、先ほどの学校についての基準が、百分の二十という数字が出ておつたが、その数字がかりに公共土木に關するもの、つまりその土地が公共土木施設において激甚地と指定されたにかかわらず、百分の二十のときには学校については激甚地とならないというふうな場合は、これはまことにおかしいと思ひます。

私から言わせれば、公共土木施設で激甚地に指定された場合には、当然学校施設はなる。それと、それよりか低く、学校施設が激甚地にされなかつたが、百分の二十をこすというものについて、はやるといふふうに、学校施設に重点を置いたらどうでしようか。そういうことは考えられませんか。

○宮崎説明員 ただいま御説明いたしましたものの繰り返しになる面もあるかと思ひますが、今回の特別法の指定基準につきましても、各施設の実態に合わせてそれぞれにきめていく、こういう考え方でございまして、公共土木施設の激甚地指定になつたところでは、当然に公共文教施設につきましても激甚地に指定していくという考え方はとつておらないのでございます。しかし、これが学校行政を実際に担当いたします文部省の方でも十分打ち合わせをやつておりますので、その具体的な指定基準の決定にあたりましては実情に合うようにこれはできる、こういうふうに私は考えておりますが、当然にこれを適用しているというふうな考え方は、現在とつておりません。これは公立文教施設だけに限りませんで、ほかのいろいろの特例法の関係につきましても同様でございまして、それぞれにきめていくというのが今回の考え方でございます。

○小島小委員 関連して。そういう点につきましても、私は、先ほどの文部省のおつしやつた百分の二十という数字については、満足することはできない。私がざつと見た数字によりまして、私たちの県とかいろいろの県を見ますと、そういうことであるならば、町村としては、土木関係において

は激甚地に指定されておるにかかわらず、おそらく学校施設において激甚地と指定されるところは、ほとんどないと思ひます。そういうことは、学校施設に対する町村の負担というものは非常に重くなつてきて、とても学校施設に対する復旧ということが、おそくなるのではないか。土木よりもおそくなるということが考えられると思ひます。

○齋藤(正)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、公共土木施設の被害と合算してやるということも一つの方法でございまして、私も、私どもは学校の被害の全国的な分布の状況を見まして、これに一般法を適用すべきか特別法を適用すべきか、その比率等を総合的に勘案いたしました場合には、やはり学校の被害の実態に即して見た方がより有利ではなからうかという考え方に立つて、そしてこれは、もちろん個々の指定につきましても、今後被害の実態を正確につかんでからなされることであるけれども、全体として見ても、常識的に、被害の激甚地と考えられるものはそれというふうな、常識はずれのことにはなからうかという見通しに立つて方式をきめたのでございまして。現在のところ、先ほど申し上げましたような基準で一応いいと考えておるわけでございます。

○小島小委員 私はもうこれ以上質問いたしません。農地、農業施設等についての基準というものと、公共土木施設についての基準が異なることは、私は納得できると思ひます。片一方は主体が個人のようになりますし、片一方は公共団体ですから、それは納得できると思ひますが、さつき渡海君も言つたように、この復旧費を払うのは一個の同じ公共団体なんです。それが学校施設についてと公共土木施設について、別々にされるというところは私は満足してないのですけれども、そういう方針をきめられたというのなら、私はこれこれ申し上げたいと思ひますが、私ははつきり申し上げておきます。もし文部省がこの基準について満足されておつて、実際にいいては、大部分の被害激甚地の、土木に關しては激甚地として指定された町村が、この学校施設についてはほとんど救われなかつたという現実が起きた場合には、私は文部省の責任を問うつもりですから、それをばつきりしておいて、腹をきめていただきたいと思ひます。

○三田村小委員 ちよつと文部省に申し上げたい。これは今までのいろいろな角度から議論された問題ですが、お聞きのとおり、われわれが聞いておつてもおかしいところがあるので、それは大蔵省と十分協議されて、この問題は、今後の委員会でもあつた委員会で、ずつと各委員から議論があると思ひますが、文部省はむしろその方が有利だと言われまして。また大蔵省も、これで不公平じゃないと言われまうと、学校施設だけ百分の二十でやりまうと、学校施設だけ抜けてしまふと

ころができますよ。これはよく研究して下さいよ。小島君は今ほとんど向こうに責任を転嫁してしまつたのですけれども、まだ審議の過程ですから、それは十分御検討願ひたいところではあります。それだけ申し上げておきます。

○小林(鈴)小委員 関連して文部省にちよつとお伺ひしたいのです。学校の復旧事業であります。生徒当たり坪数の何か基準がありますね。〇・七坪とか。ところが、いなかの方に行きますと、前に尋常小学校や高等小学校を併置しておつたようなところが、学制が改められて、中には教室なども多少余つてゐる。それはもとよりあけておりましたが、理科教室とか、特殊なものに使つております。そういう基準を置かれるということでは、ほとんど災害復旧ということができない。そういうところは、従来の建物の破損したのをさらに改良復旧というふうな仕事をしても差しつかえないのか、そういう一人当たりの坪数の基準を超過するものはどうなりますか。その点を、ちよつとこまかい質問ですけれども、お伺ひいたします。

○齋藤(正)政府委員 今回提案しております災害復旧の特別措置法の適用にあたりましては、現状の通り、現状の坪数で復旧すべきものにつきまして補助の対象となつております。

○小林(鈴)小委員 そうしますと、今の一人当たりの坪数の基準というものは考えない、従来のままのものを復旧させる、こういう意味において適用されるものと見てよろしゅうございませうか。

○齋藤(正)政府委員 今回の法律の適用を受けるものは、お説の通りでございます。

○渡海小委員 ただいまの文教の政令と公共土木に対する問題は、具体的に確かなものはわからぬと思いますが、大体的なところがどの程度に食い違ひができるのかということ、具体的に説明していただく時期を待つてなお質問させていただきます。かように思います。それから、その点早急に資料ができましたら御提出を願ひたい、かように存じます。

最後に、大蔵当局にお聞きしたいのですが、今回の復興にあたりましては、政府当局は常に改良復旧を主とするのだということを言つておられます。これは当然のことであらうと思ひますが、口先だけで言われるのでは、ほんとうの改良はできないと思ひます。改良に申しながら、政府が査定される場合には、現に原形復旧でもつてやられる。改良にすべきものについては普通の改良事業としてやられる。そのために起債も少ないです。補助金も少ない。従つて、災害を受けたところの市町村にとりましては、それでなくとも財源が少なくなつておる。とても改良復旧をやりたいとてできない、こういうふうな実情でございまして、改良を入れたものの全部を改良事業として、していただく、初めて政府の言われる改良復旧というものが実現される、かように考えるのですが、今回の災害に対して改良復旧をさすんだと言つておられますけれども、それはどのような措置として政府の方針が現われておりますか、具体的にお示し賜わりたい、かように思ひます。

○宮崎説明員 御指摘の点は、私も従来からいろいろの機会に御意見を伺つておるところでございまして、本年度災害期に入ります六月ごろに、本年度の査定基準といふものが、各省との申し合せができましたが、これを議論いたしましたときに、従来のような問題で非常なまづかつたという点は改めようということになりました。例で申し上げますと、たとえば木橋が被災をいたしました、これを永久橋にかけかえないとまた災害を受けるおそれがあるというふうな場合につきまして、従来の基準は相当厳格なものでございまして、最近の考えといつたしましては、やはり国道とか主要地方道というふうなものは、交通量も見まして、たゞ一回の被災であつても永久橋にかけかえをするようにしようというふうなことをきめております。また堤防等につきましても、非常に被災が激甚であるような場合につきましては、従来の形、あるいは高さ、そういうたものにかかわりませず、その被災の原因になりまして災害の、洪水あるいは高潮というものを対象にした、それに十分耐え得るようなものを作つていく、こういう考え方を入れています。これは、実際の予算的な額としてどの程度にそれがふえて参るかというところは、実は私もまだ明確につかんでおらないわけでもございますが、本年度の査定がそういう方針のもとに行なわれておるということを御紹介いたしておきます。

なお、具体的な予算措置として出ました問題で申し上げますと、いろいろ議論もございました伊勢湾の高潮対策事業でございますが、この分につきましては、

しては、災害復旧事業につきまして、今のようないくつかの点が入りまして査定が行なわれますのと同時に、災害関連事業として実施すべきもの、つまり災害を受けた場所についての堤防の修築でございますが、この分につきましても、特例法によつて、特に高率を適用してやつていくというふうな考え方を持っておるわけでございます。具体的査定は、これは技術的な問題でもございまして、建設省、農林省の主務省の方において実施いたすことになるわけでございますが、以上のような方針もございまして、以上のような方針に依つて査定が行なわれておるものと私は信じておる次第でございます。

○渡海小委員 今回の措置におきまして、関連事業に對しては補助金の金額を上げられておる。今御指摘になつた伊勢湾の高潮災害につきましても、特に高率補助も予定されておる。この点、改良復旧に対する意図をうかがうてございしますが、その点はけつこうでございしますが、その点は関連事業にいたしまして、三分の二に補助金が上げられまして、三分の一というものは、これは町村が持たなければならぬ。しかもその三分の一に對する起債の充当率というものは、災害の場合とは違つて非常に少ない。しかも、これは将来の町村の負担にならなければならぬというふうな点に、改良したくてもできないという点が残つておるのじやないかと思ひますので、ただいま言われました永久橋その他にやるのだといふことは、基本法であるところの国庫負担法の第二三条に、いわゆる「不適当な場合」とみなして災害復旧事業にしないで、この

ために、予算をたくさん置くということがやられてこそ初めて改良になる、かように思ひますが、そういう意味から、あの公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に、「著しく困難又は不適当な場合」といふ言葉がございまして、この言葉にひつかかつて、厳格な査定をしておられるというふうな現状なんです。ところが、日本の現状でいきましたならば、むしろ著しくじやなくても、改良するのは当然なんです。この際私はむしろ一歩進んで、この「著しく」といふ言葉を抜かれるのが当然でなからうか、かように思ひますが、この点に對する大蔵省の御見解だけを伺ひたい。

○宮崎説明員 先ほどの説明におきまして、災害査定基準の改善によりまして、たとえば木橋を永久橋に改善するといふことになつておると申しましたのは、災害復旧事業費として永久橋にするという意味でございまして、その点ちよつと説明が不十分でございしたので、最初にちよつと申し上げさせていただきます。

ただいま御指摘の点でございしますが、私も、災害復旧事業といふものは、災害という突然に発生する事態によりまして、財政的な面から見まして、他のものにすべて優先して行なつていくということになつてゐるものでございまして、これはやはり、その事業として実施するものについてはおのずから限界がなければならぬ、こういうふうな考えでおります。それがその「著しく」といふ言葉によつて実際に当然そこまでやらなければ、またすぐやられてしまふというふうなものをやつてゐるというものが実態であると

しては、災害復旧事業につきまして、今のようないくつかの点が入りまして査定が行なわれますのと同時に、災害関連事業として実施すべきもの、つまり災害を受けた場所についての堤防の修築でございますが、この分につきましても、特例法によつて、特に高率を適用してやつていくというふうな考え方を持っておるわけでございます。具体的査定は、これは技術的な問題でもございまして、建設省、農林省の主務省の方において実施いたすことになるわけでございますが、以上のような方針もございまして、以上のような方針に依つて査定が行なわれておるものと私は信じておる次第でございます。

○渡海小委員 今回の措置におきまして、関連事業に對しては補助金の金額を上げられておる。今御指摘になつた伊勢湾の高潮災害につきましても、特に高率補助も予定されておる。この点、改良復旧に対する意図をうかがうてございしますが、その点はけつこうでございしますが、その点は関連事業にいたしまして、三分の二に補助金が上げられまして、三分の一というものは、これは町村が持たなければならぬ。しかもその三分の一に對する起債の充当率というものは、災害の場合とは違つて非常に少ない。しかも、これは将来の町村の負担にならなければならぬというふうな点に、改良したくてもできないという点が残つておるのじやないかと思ひますので、ただいま言われました永久橋その他にやるのだといふことは、基本法であるところの国庫負担法の第二三条に、いわゆる「不適当な場合」とみなして災害復旧事業にしないで、この

いうことでありますれば、当然直さねばならぬと思ひます。これは著しくであらうとかならうと、この点はやはり変わりないと思ひますが、従来のそういったものに対する取り扱いが、ややしくし定木といふか、厳格に過ぎておつて、実情に合わない面もあつたといふことは、これは御指摘の通り、実際事例もあつたやうでございす。そういった点もございまして、いろいろ調査の結果によりまして、建設省や農林省から具体的な基準の改正が提案されて、それを本年度実際に実施することになつたわけにございすから、その実情を見たと、なままた、そういった無理な点があるかどうかといふことも今後十分研究して参りたい、こういうふうに考へておりま

す。

○渡海小委員 ただいまのお話では、このたびはいわゆる基本法の第二条の三ですか、災害復旧とみなすんだという規定によつて、災害復旧事業費として改良工事をやるのだ、こういうことに重点を置いておるのだ、ということに了承するのでもございす、この伊勢湾対策は特に関連事業も多く、地方団体の負担は大きなものです。そのために関連事業に對しても補助額を上げられたのはけっこうですが、この特例の第四項にありまふのは、「同法第七條の規定により決定された災害復旧事業とみなし」という言葉があります、これと同じように、その関連事業そのものも災害復旧事業としてみなすのだという規定がこの第四項なんだ、こういうふうに考へたらいけないのでしょうか、どうでしょうか。

○宮崎説明員 私、ちよつと手元に法律を持っておりませんので、若干不正確なことを申し上げて恐縮でございす、伊勢湾高潮対策事業の特例法に於きまして、今第七條によりまして決定された災害復旧事業といふものを見ます場合に、これは伊勢湾高潮対策事業の災害復旧費の補助率を決定いたしました方式でございす、この場合には、従来のとおりと、これは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用によりまして、当然その法によるい

わゆる累進率といふものがございまして、その法に準じて、それを今回特例法に出したから、特例法によれば、特例法の負担率といふことで当然にきまつてくるわけにございす、伊勢湾高潮対策事業は、あの事業の特殊性から見まして、この分が災害復旧費の予算である、この分が関連事業の予算であるといふやうなものの結びが、工事を実施することは、非常に実態に合わないやうなものでございす。といひますのは、関連事業の割合が相当高くなつて災害復旧事業費を上回るやうなこともなおりますので、事業の性格から見まして、むしろその予算の取り扱い等も一体のものとしてやりたいといふ考へがございまして、ただいま言ひましたやうな特例法ができておるわけにございす、その場合に、この伊勢湾高潮対策事業費の中に、やはり災害復旧費といふものが入つておるわけにございすから、これを、国庫負担法の計算をいたします場合に、全然別のものとして除外してしまひます、通常のこの伊勢湾高潮対策以外の災害復旧事業費の累進率といふものが、従来のよりや不利になる、

こういうことに相なります。そこで、計算をやりまふときには、伊勢湾対策事業費における災害復旧費も通常の災害復旧事業としてみなして、そうして計算をいたす、こういう規定を入れてある、こういうふうに考へておりま

す。

○渡海小委員 文部省の政令に關しまする問題を残しまして、一応私の質問を終わりますが、ただいま申しましたやうに、今回の激甚地指定に對しましては、相當の矛盾があるのじやなからうかと思ひますので、この点の矛盾をなくするために、政府当局におかれましては、實際被災団体の実情に應じまして、ほんとうに法令が意味するところの迅速なる災害復旧が市町村において行なわれるように、行政運営面において万全を期せられんことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○三田村小委員 午前中の會議はこの程度にとどめ、午後二時から再開いたします。

午後二時五十九分休憩

暫時休憩いたします。

午後二時二十二分再開

○三田村小委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

午後二時五十九分休憩

暫時休憩いたします。

午後二時二十二分再開

○三田村小委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

午後二時五十九分休憩

暫時休憩いたします。

午後二時二十二分再開

○三田村小委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

午後二時五十九分休憩

暫時休憩いたします。

午後二時二十二分再開

もう一度その内容を御説明いたしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 簡単に申し上げるために、政令の正確な表現よりは簡単に、わかりやすい常識的な言葉で申します、その点御了承願ひたいと思ひます。

第一、市町村立の学校その他の施設の災害復旧にございすけれども、これは市町村立の学校等の災害復旧に要する事業費がその市町村の標準税収入の二割をこえる場合、その市町村は指定されるわけにございす。なおそのほかに、今回の災害の特徴でございすは、長期の洪水地域、これは今一週間に上といふふうに考へておりますけれども、一週間以上洪水が継続した地域、これは指定をするといふことでございす。第二は、県立の高等学校等の問題でございす、その県立の学校が、あります市町村の、その県立の学校の被害とそれから市町村立の学校の被害を足したものが、その市町村に相當する県の標準税収入とそれから市町村の標準税収入を足したものの額の二割に相當している以上、その地域に相當する県立の学校、それから市町村の場合に申しましたやうに、いわゆる長期洪水の地域になる市町村、この二つでございす。

○三田村小委員 従つて、これが基準として妥當であるか、先ほど大へん問題になつた点であります。そこでその点については、渡海委員の質疑が相當ついておりましたので、別の角度からお尋ねをしてみたいんです、学校の被害といふのは、文部省当局のお出しになりました資料によりまして、台風七号と十五号關係を一緒に

いたしまして、公立学校施設に限定をしまして四十九億の被害がある、こういうことになっております。そこで今度の予算が、学校、公立文教施設の災害復旧費は約十億八千万、そこからまた、先ほどの自治庁の御説明のありました起債のワクを考へましても、そんなにたくさんない、これは土木と学校と寄せて十九億のワクしかないといふことがいわれております。そうすると、非常に金額のワクが小さい。四分の三の高率補助だといふところで、これはとても当座の間に合わないといふ勘定になるのですが、学校の災害はいつまでに復旧を完成させるか、この年度の進捗の基準率をお尋ねしたい。

○齋藤(正)政府委員 公立学校の災害復旧計画は、本年度と明年度、おのおの五〇%ずつ復旧させる計画でございす。

○三田村小委員 そうすると、来年度の四月入学する児童は、今まで一部授業であつたのが二部授業になるといふところが出てくるのですか。

○齋藤(正)政府委員 お説のように、全部復旧するといふことが間に合ひかねますので、さうな場合も起こると思ひます。しかし、これは従来の災害の復旧の経験から見まして同じ方式をとつたのでございまして、予算の組み方としては半分ずつ組むといふことで、大体現状に合う組み方だと存じております。

○三田村小委員 それから先ほど申しました公立学校だけの被害四十九億、その他を合せて六十三億という数字がありますが、これをかりに五〇%の進捗としましても二十六億、これくらい要るわけですか。改良復旧を見込んだら

いたしまして、公立学校施設に限定をしまして四十九億の被害がある、こういうことになっております。そこで今度の予算が、学校、公立文教施設の災害復旧費は約十億八千万、そこからまた、先ほどの自治庁の御説明のありました起債のワクを考へましても、そんなにたくさんない、これは土木と学校と寄せて十九億のワクしかないといふことがいわれております。そうすると、非常に金額のワクが小さい。四分の三の高率補助だといふところで、これはとても当座の間に合わないといふ勘定になるのですが、学校の災害はいつまでに復旧を完成させるか、この年度の進捗の基準率をお尋ねしたい。

もつとたくさん要るのですが、あなたの方としては、今度の補正予算に組まれた予算と、それから自治庁の用意をしておる起債のワケとによって、これは何とか間に合うとお考えでありますか。

○齋藤(正)政府委員 お手元に参つておられます資料による公立学校の施設の被害報告でございますが、これは各県からとりあえずまとめました報告額を集計したものでございます。これも例年の災害におきまして被害報告額をまとめまして、その後現実に、市町村が災害復旧の事業を考へまして申請を参ります。その申請に基づいて、実態を見ます場合の実績等から勘案いたしまして、現在一年度分として十億八千二百万、兩年度にわたりますと二十一億余という数字になるわけでござい

ますが、この予算をもちまして、一般法の適用のあります地域につきましては三分の二の補助、それから今回提案いたしております法案の適用を受けます地域につきましては四分の三の補助をいたすわけでございますが、この額で復旧事業は間に合うというふうに考へておるわけであります。

○太田小委員 どうもよほど査定をきびしくしないと間に合わないということに算術的になりますね。それで今までの査定の基準からお考えになつていらつしやると思うのですが、あなたの方は、申請されてきたものと、それから査定する金額とのパーセントというの、大体どれくらい腹づもりとして押えておられますか。

○齋藤(正)政府委員 先ほど申し上げましたように、当初府県で市町村内の被害をまとめまして、報告をいたしま

すが、その後現実に申請をして参りましたのは、従来の実績によりまして大体七割でございます。申請額が被害報告額の七割程度になつておるのが普通でございます。それから今度は申請額につきまして、さらに現地につきまして査定をいたしますと、申請額の八割程度が通常でございます。

○太田小委員 従つて、約半分に減る、こういうことでございしますが、改良復旧を考へた数字でないということを考えますと、十億八千万円の予算を、自治庁の用意する十億と、起債のワケでは、かりに七〇%の申請率、八〇%の査定率としても、間に合わないと思ふ。ずいぶんこれは市町村の負担は大きくなると思ふんですが、これに對してどういう措置をおとりにするつもりであるか。

○齋藤(正)政府委員 ただいま申しましたような従来の実績を勘案いたしました、今回の被害が、実績等の割合から見て大体間違いないといつたすれば、御質問のようなことは起こらないので、四分の三ないし三分の二、そしてなお鉄筋コンクリート等による改良復旧等を認める数字が一応出てくるわけでございます。お話をよく今に今に申請率等を勘案いたしました場合には、足りないという事にはならないのではないかと思つております。

○太田小委員 進度五〇%というところに若干問題があるのです。文部省の先ほどの数字というのは全体の数字でございますが、もうちょっとこまかくしまして、愛知県の数字だけかりに見てみても、二十一億の被害がある。これに對して、これは激甚地とい

うことに全部入れれば四分の三ですか、十六億ほどの補助ということになるのですが、大ざっぱに言ひまして、十億と、全体の予算が十億八千万円です。これは本年度十六億の半分だから八億といたしまして、十億八千万円では、四分の三の補助にいたしても、ほとんど愛知県だけで持つていってしまふ。そこで、あなたの方では学校の激甚地として指定して四分の三補助するにしても、その学校を前と同じように、建物なら建物だけについていろいろものをさして当ててやられるのですか。一つの学校を一単位として被害額を査定して、それに總體的に四分の三お掛けになるつもりか、その辺はいかがですか。

○齋藤(正)政府委員 これは負担すべき災害復旧が施設それから設備費、それから土地、工作物等々、分かれておりました。設備につきましては一定の基準がございまして、児童生徒並びに校舎の復旧の程度等を見ました一定の率によつていたします。それから今回の特例法の適用があります場合には、建物につきましては基準というものを設けて、頭打ちすることなく、現状の坪数で復旧するようにいたしております。

○太田小委員 従つて、これは大ざっぱに考へて分かれるということになつておるのですか、全部一纏だといふふうに理解してよろしいのですか。総括してもよろしいのですか。

○齋藤(正)政府委員 それぞれみな国庫補助の対象になるわけでございますが、

○太田小委員 対象になりますか。対象にはずれる線がありますね。それは個々にどういふふうになつてゐるのですか。

○齋藤(正)政府委員 失礼いたしました。これは輕微な災害の適用を除外する、それにつきまして全施設を一つ見るのか、それぞれの区分として見るのかということだと思ひますけれども、公立学校につきましては、先ほど申しました施設、設備、工作物、土地、それぞれについて十万円以下は補助の対象にしないという考へにいたしております。これは現在、災害復旧の一般法のとりましたのもそうでございます。狩野川の場合にもそのような考へをとつております。なおそれに救われなものは、今回自治庁の方でお出しなつておられます地方災害の起債の特例で、学校ごとに十万円をこえる被害のあつたものにつきましては起債の対象にいたしたく、かようになつてゐるわけでございます。

○太田小委員 地方で自治庁の方の起債の対象になりますのが十万円以上にいたしまして、これは全額元利補助をするわけではございせんから、場合によつては三八・二でございせんか、あとは激甚地においては三分の二でございせんから、そういう点で、なるべくならば国庫補助を多くすべきだと思ふのです。それを在来と同じように、建物、工作物とか、あるいは土地とか、設備とかいふふうに分けられますと、非常に不利なことがあると思ひます。今までそういうことで、ずいぶん不利があつたのです。しかし、今度のような大災害の場合、そういうことは非常にゆるやかに、実情に即し

て、あまりやかましくかどを立てないようには査定をさるべきではないかと思ふのです。そういうことを希望いたしておきます。学校の全体的な国庫補助の激甚地基準というのは、だいたい問題があると思ふのです。私ももといたしましてこのようなもので満足するわけには参りませんから、さらに詳細な意見を申し上げなければならぬと思ひますが、長い間学校の問題が論議されておりますから、以上で学校だけは終りまして、文化財関係についてちよつとお尋ねいたします。

文化財の予算というのは予算書にも載つておりませんから、おそらく予備費からお出しになるのでしうね、そういうことでございせんか。

○岡田説明員 文化財の災害復旧に對します予算は、予備費で出していたで、よく大蔵省に要求中でございせん。

○太田小委員 従つて、それは幾らでございせんか。

○岡田説明員 ただいま折衝中でございます。まだ幾らというふうになりきまつた数字はございせん。折衝の段階でございせん。

○太田小委員 折衝といつても、腹づもりがあるでしう。

○岡田説明員 文化財関係の災害は、第七号台風と伊勢湾台風と両方ございせんが、両方で建造物関係の被害、それから史跡名勝天然記念物関係の被害、大きいものはこの二種類でございます。それで各府県からの被害状況の報告もございせんが、それらにつきまして文化財委員会から実地調査をいたしまして、あるいは場合によりましては都道府県の教育委員会でもつ

て実地調査をいたしまして、その正確な被害の数字を調べて、それに対しては国庫補助でこの復旧をいたしますように折衝いたしまして、ただいま要求いたしている、こういうことでございます。

数字を申し上げようということ存じますが、ただいま補助の予算合計で六千二百萬円の数字を出して、大蔵省に提出いたして折衝いたしている段階でございます。

○太田小委員 六千二百萬円、単位が違ひ、数字の読み違いじゃないでしょうか。六億二千萬円でも少ないと思うのですが、六千二百萬円と申しますと、非常に対象が限定されて参りますし、もちろんスズメの涙になると思ひます。

それから、私はもう一つ、六千二百萬円のこととはあとにいたしまして、文化財といふこの考え方に、今おっしゃるものは国宝であるとか、特別建造物でございますとか、そういうものでございましょうね。しかし、今度の台風でやられました地域には古寺名刹といわれるもの、これは歴史的には由緒正しい史跡であり、なくてはならぬ、残しておきたいというものが非常に多いのですけれども、これが猛烈な被害をこうむっている。そういうものは対象に入らないのですか。

○岡田説明員 補助の対象になりますものは、文化財保護法によりまして文化財に指定いたしましたもの、つまり建造物あるいは史跡名勝天然記念物等に限るのでございます。従つて、他に社寺等の被害はございましょうが、文化財保護委員会といたしましては、指

定をされました文化財につきましてその復旧措置を講じたいと存じております。

○太田小委員 文化財といへば、そういう指定された、限定されたもののおおしやるのは、今までのあなたたちのお考えであつたろうと思ひますけれども、しかし指定されないものに、被災してはならないものが多数あると思ひます。そういうものに對しては、全然保護を加えようといったお氣持はないのですか。

○岡田説明員 文化財保護法で私も仕事をいたしておりますのは、主として指定文化財に對しまして、これの保存、修理、管理等につきましていろいろ措置を講じております。指定以外の文化財もずいぶん数が多からうと思ひますが、それにつきましては、特に国費でもつてその補助をするというふうには、現在参つておらないのであります。そういうものの中で特に大事なもの、あるいは都道府県が都道府県の文化財といふふうになつておるものもございまして、あるいは市町村に条例がございまして、市町村の指定文化財といふものもございまして、そういうものは、それぞれの都道府県あるいは市町村で適當な保護対策をとつておられると思ひますが、文化財保護委員会といたしましては、さうなものまでには予算的には及んでおりません。しかしながら、さうなものにつきましても、もちろんこれは決して価値がないというものではございませんので、場合によりましてはいろいろ技術指導なり、あるいは援助を求められれば、さ

ようなものにつきましてもいろいろ指導、助言をいたしておる、かようなことに相なつております。

○太田小委員 指導援助をするということは、そのお寺なり神社、仏閣、名勝古跡、そういうところから文部省の方にすれば、考える余地ありということですか。

○岡田説明員 予算といたしましては、ただいまのところ考える余地はございません。技術上その他の面で、いろいろ指導、助言をするということでございます。

○太田小委員 大臣がいらつしやらないからお答えできないというなら、私の質問はちよつと押し問答になりますから、これは大臣に來てもらわなければなりません。実際に指定保護建造物あるいはそういう天然記念物にいたしまして、特に建造物の場合なんかは、屋根がやられて、それを直すだけで五百萬圓くらいというものが幾らでもあります。これをこわすときには六百萬圓くらいかかる。大抵こわす方が二割よけいにかかる。ですから、これを直してくればこわして下さいという場合、国がそれを直そうとするといふ二割よけいに出さなければならぬ。屋根を六百萬圓かけてこわすといふことになる。ですから大抵の建物は直した方が安いのです。ですからさういふ指定された建造物といふことになれば、それは当然のことでしょう。

しかも、それが六千二百萬圓ということとなら、五百萬圓の屋根を直すのだったら十二カ所しかないのです。これでは非常にスズメの涙で、そういうものに對して保護する氣持は、非常に形式的なものだと思ひます。これで大丈夫だといふのはどこから出たのですか。

○岡田説明員 これは先ほど申しましたように、私どもの担当の機關もしくは府県の教育委員会の担当の者が実際に調査いたしまして、その結果得ました数字でございます。もつとも、文化財の修理はずつと毎年やつております。ところで、ただいま現に修理中の、たとえば建造物がございしますが、そのようなものは現在修理が進行中でございますので、それはそのままずつと継続して修理をやつて参ります。そして来年度も、他に優先いたしましてその工事を行進する。ちよつと来年から修理に当たるといふので今回被害を受けたといふものは、これは四半期に分けておられますけれども、来年度の当初から、契約を繰り上げてでも直ちにこれを實施いたしたい。これは来年度の通常予算で他に優先的に進めたいと存じております。それから非常に額の少ない、たとえば十萬圓以下というよりな補助の場合には、これは今回一応はしてあります。さういふにいたしまして、残りますもので、直ちに今どうして修理をしなければならぬといふものを取り上げておるわけでございます。その修理も、直ちに簡単にできま

すものは本年の予算金でできますけれども、たとへば今年四半期におきまして、この際どうしてもついでに根本的に復旧したいといふものがございます。たとえば今年契約させて、来年度継続して修理することにいたしたい。従つて、そういう場合の復旧は、今年から来年度以降にまたがるわけでございます。さういふにいたしまして、先ほど六千二百

萬圓と申しましたが、その中で本年直ちに予備費で實施いたしますものは約半額の三千二百萬圓でございます。あと三千萬圓は来年度予算に追加要求として出したい、かようなことに相なつております。

○太田小委員 あなたに、それでは実情に合わないと言つたところで、どうもそれ以上の答弁が出さうな氣がしないので、文部大臣に來てもらいたいと思ひますが、実際に保護法による指定建造物といふものでも、これを早く保護しようとしなかつたら、悪くなつてしまひますよ。学校も、五〇％しかやらずに来年度に回すでしょう。これは実際に、現地の氣持といふものはばつとしない。予算がないから今年半分にしておこう、三分の一にしておこう、こういうことでは予算が主で、災害が従になつてしまふという氣持がする。特に神社仏閣といふものには對する破壊が激しいが、有名なものには對しましては、できるだけ國家は、文化財保護の立場から、何か予備費なら予備費をできるだけ流用して、現地の実情に合うように、また趣旨に合うように、でき得る限りの応援をするということが、実はその付近の住民に對する非常な恩恵になるわけなんです。これはあなたたちがほうつておけば、住民が何とかしなければならぬでしよう。文部省は、学校と保護法にきまつておるところの法律だけ守つたらいいということではないでしよう。やはり日本の國の文部省ですからね。だから日本國民が、神社仏閣のために、自分の家がこわされたり、倒れているのにかかわらず、さらに自分の金を出してやらなければならぬといふのが、次の段階といふより

も、ほうっておけばやらなければならぬ、いつかすてにきているのに、どこへも持っていくやうがない。文化財保護法によるものは、このやうなものであつて、あなたのところはだめだ、ところがそれは、徳川何百年昔から、連続と伝えられたところのつばな史跡の特別建造物である。付近の人としては、有名な建物である、これをほうっておいては困る、屋根に三百万円かけようが、五百万円かけようが、直さなければならぬといふときに、それは信仰する者とか、その付近に住んでおる人たちの責任だから、あなたたち、よろしくやりなさい、じゃ住民はたまったものではな。文部省は、県にやりなさいとか、市町村にやりなさいとか、住民にやりなさいといふなら、自治庁の方に、そういうことは県なら、市町村なら市町村に十分めんどうを見るやうにという用意があつておつしやるならいい。そうでないとすると、これは言ひつぱなし、ほうりつぱなしで、何ら恩恵を受けることがない。そうして困つておるのは住民であり、国民といふことになる。そういう点について、あなたは文化財の責任者としてどういう見解をお持ちですか。

○齋藤(正)政府委員 先ほど文化財の事務局長からお答えいたしました通り、文化財の補助といふことは、国で補助いたします場合には、その前提としていたしまして国の指定といふことが必要なわけでございます。そこで、今回の災害によりまして、宗教団体、寺院とかあるいは神社とかが相当の被害が出たといふことで、愛知県につきましては、一応県の報告によりまして、宗教関係に十一億の被害があつたといふ

ふりな報告をされております。そこでこれは、宗教団体に対しては憲法の規制もありまして、国の補助をいたすとか、あるいは国がその宗教法人のために特別な融資を考へるとかいうことは困難であります。しかしながら、小さい寺院あるいは神社等で、当面の復旧にいろいろお困りのところがある、こういうことでございまして、文部省といたしましては、当時設けられておりました中部地方の災害対策本部に關係の局長等とも伺ひまして、そして宗教団体側の御意見も伺ひ、現行の法令の中でできる融資等の道がないかどうかといふことで御相談にもあつたのでございします。そして、これは宗教活動自体に使われない。たとえば、それに従事いたしますところの者が住居の用に供してありますところの庫裏であるとか、あるいは宿舎であるとか、こういう面につきましては、住宅金融公庫あるいは国民金融公庫等から融資いたします場合に、宗教法人の実態等も十分考へてくれといふことで、それぞれ關係方面にも連絡いたしておきます。それから府県の宗教を担當いたします部局の長にも指導いたしておきます。なお資料のあつせん等につきましても、これは宗教法人なるがゆえに見のがされるといふことをないようにしていただきたいといふことをお願いいたしまして、現在の制度でございましては、文部省といたしておるやうな次第でございします。

○太田小委員 何か親切なことが行なわれておるやうに聞こえますけれども、実際に古寺名刹のあるところへ行きますと、何らその額は伸びておらない。従つて、荒れほうだいなになり、あるいは早急にやらなければならぬといふと、その部落の住民がみな持ち寄つて、これはもう何万円という金額です。平均して五万円、その上資産別に幾らとか、平均して一万円というやうな、こういう掛金がかかることをみな覚悟してしまつた。これを見のがしてしまつておるといふことは、これは保護法がないからとか何がなからとか、あるいはお寺は中小企業でもない、だからといふことで、せいぜい国民金融公庫ないしは住宅金融公庫の補修資金を考へようといふことじゃ、もう焼け石に水どころじゃありません。お月さんの裏側から目撃を落とすくらいのこと、屈か屈かないかわからない。だから、あなたの方がさういふことで、もしも現実に、愛知の宗教關係だけで十一億の被害があるといふことをキヤッチしていらつしやることをならば、これは自治庁とも御相談の上で、こういう手があるからこのことは考へぬでもいとか、こういう手を作つたから、これはもうよからうといふ対策があつてしかるべきだと思ひます。實際上、それを国民金融公庫から幾ら貸すのですか。こういう場合にかかりに借りられることになつて……

○齋藤(正)政府委員 ちょっと私、額を忘れましたけれども、災害について、額、償還期限、利率等について、平常のものよりは有利になるやうにいたしておきます。私ここに資料を持ち合せておられますので……

○太田小委員 平常より有利になる、しかし、それができるでしょうか。希望的観測をされるだけでは大へんだと思ひます。たしか厚生省が、医療機関に對しまして特別の融資をするといふ法律を作つたでしよう。これは御存じでしよう。二十八年度のときもありません、今度もあつたと思ひます。が、とにかく私の医療機関に對しましては、金融機関は有利な取り扱いをしない、いろいろな法案が用意されておるはずなんです。御存じでございしますか。

○齋藤(正)政府委員 実は、一番初めに申し上げましたように、これは宗教団体といふものの性質から見まして、民間の医療機関あるいは私立学校等と同じ取り扱ひは、なかなかできないと思ひます。私どももいたしましては、十分検討いたしました。そして今回法律上の見解も關係當局から求めましたけれども、この宗教法人に關して國が補助をいたします、あるいは特別の有利な条件でいろいろ措置しますとかといふことは、これは現行の法制からいろいろ問題がございします。ただ私どももいたしましては、一般に行なわれておることが、宗教法人に對しまして特にそれがあと回しになつたり、あるいは閉却されるといふことがないように注意をいたし、思料をいたしておるのでございますので、ただいまおあげになりましたやうな例によりまして措置いたすといふことは、困難なことではなからうか、かように思ひます。

○太田小委員 それは、厚生省は何も根拠がないから、新しい法律を作つたのです。文部省も、根拠がなければ新しい立法をおやりになつて、当委員会にお出しになつたらどうです。

○齋藤(正)政府委員 そういう立法ができるかどうかといふことにつきましては、疑問があるわけでございします。

○太田小委員 憲法第何条に抵触するか、お尋ねします。

○齋藤(正)政府委員 今申し上げました問題は、憲法八十九條の問題だと思ひます。

○太田小委員 八十九條にどう書いてあつて、どういふふうにそれを理解していらつしやるか。

○齋藤(正)政府委員 「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、」これを支出し、又はその利用に供してはならない、かように書いてございします。

○太田小委員 屋根が破れたのに、金融をするのをいかぬと書いてあるのですか。

○齋藤(正)政府委員 それでございしますから、そういう場合に、一般に許されておりますことが十分できるようにという關係機關の連絡をしていられるのでございします。

○太田小委員 關係機關の連絡とおつしやつたが、先ほどおあげになつた国民金融公庫、住宅金融公庫のほかに、具体的なものを考へになつていらつしやるのですか。

○齋藤(正)政府委員 具体的な連絡は、それ以外にいたしておりません。

○太田小委員 では関連して自治庁にお尋ねをしますが、地方住民は災害に遭つて、これは個人の災害のときにはだれもめんどろ見てくれない、そういうところに猛烈に大きな災害をこうむつてしまつておる。これは高潮だとか、あるいは堤防決壊だとかいふもの

ではないのですよ。同じように雨が降ってきて、風が吹いて自分たちの村のまん中、町のまん中であつたお寺の屋根がこわれてしまったから、自分のうちの方から特別な、何万円の支出をしなければならぬ、負担をしなければならぬ。自分たちが自由にやらなければならぬという状態を黙って見のがす方法はないですね。どうですか、地方自治をあずかる自治庁としての御見解は。

○奥野政府委員 私からとやかく申し上げるまでもなく、災害を受けました団体は、被災地方団体の支出も増大いたしましたし、また個人といたしましても相当な負担の増加を来たすものだと考えております。地方団体の問題につきましては、それぞれ補助金なり、あるいは地方債なりの問題もございますし、個人の問題につきましては、またそれに対応する金融その他の措置も講じられて参るわけでございます。いろいろな意味におきまして、ただ単純に地方団体の災害復旧の事業分量だけの問題ではなしに、いろいろな角度から、できるだけめんどうを見ていきたいという考え方に立つて努力はいたしておるつもりでございます。何分大災害でございますので、必ずしも全体的に、十分満足できるといふところまではいらぬ問題がございますし、そういう考え方には立っておるわけでございます。

○木田小委員 今自治庁のお話になりましたようにお気持は理解できるわけですが、しかし具体的に、先ほど文部省のおっしゃったように、場合によっては県が条例を作っているだろ、あるいは市が条例を作っているだろ、ある

ら、そこで何か方法なり特別な扱いがされておるかどうか、それはそれらにまかすといつて、あるかないかわからないものに一切を付託していらつしやるということはいさし、ましてや国民金融公庫の金融、住宅金融公庫の金融というものにこれを一存して、これはもうほんとうに九牛の一毛にもならないものにこれをまかせて、あとは、それぞれの住民の負担は、これは運が悪いのだからあきらめなさいといふ、あきらめ政治といふことはいさし、主として、あるいは自治庁が主となつて、どちらかが、こういう問題の解決にはどこかに助けるものがなくてはならない。三十万円ばかりの金で解決できません。屋根を直すだけに三百万円も五百万円もかかるというのに、三十万円ばかり災害のところへ出したつて何もならない。しかも、自分の住宅の方にしか使えないということになれば、ますますそういうことになつて、だからこういう災害に対して、皆さんは法律を乗り越えていろいろ新しい対策を講じていらつしやる、現実に合わせていろいろなことを考えていらつしやる限りは、地方住民がこんなに大きな負担をされるということに對しては、思い切つた措置を講じてもらわなければならぬ。減税だとか、あるいは何か特別な国庫補助ということとがいろいろと地方住民にあつたとしても、農民にいたしましても市民にいたしましても、あつたところ、それで、そういう方面へどつととられてしまつたら、ほんとに、かえつて災害の被害

害は大きくなり過ぎてしまうのです。この点の認識を十分持つていただくことが必要だと思つて、これは特に文部省は、そういう社寺の関係を扱つていらつしやる方から考えまして、實際宗教関係の損害に對して、まあ人民がやること、国民がやることは仕方がない、国民にまかせておけ、どうもそれ以上うまいことやることは予算がない、措置はとれないのだから仕方がないといふようなことではない。文部省といふところは、元来りっぱな倫理を立てていらつしやいます。道徳といふことに對して非常に最近熱心なものです。してみれば、不道徳なことはできません。今この問題に對してはもうちよつと別の角度から対策を考える、こういうことが必要だと思つて、御所見はいかがですか。

○齋藤(正)政府委員 文化財保護の観点からその修理を促進するという点につきましては、今後この災害のみならず、一般に国民の重要な、必要な文化財でありますから、お話を点々として考えまして今後とも努力して参りたいと思つて、ただ私が申し上げましたのは、宗教活動それ自体に対する問題につきましては、これはいろいろのお考えもあり、私たち個人としても考えはございますけれども、これはやはり慎重に取り扱わなければならぬ問題でございますので、その点は御了承願ひたいと存じます。

○三田村小委員 八木一男君。八木(一男)小委員 益谷副総理にお伺いをいたしたいと思います。今度の大地震につきましては、中部災害対策本部の本部長として、非常に大活躍を

せられましたことにつきまして深く敬意を表しておるわけでございます。この災害一般について、実は総理大臣にお伺ひしたいわけでございます。が、副総理を総理大臣としてお伺ひしたいと思つて、どうか内閣全般の立場からお答えを願ひたいと思つて、今度の大地震は人災といわれているわけでございます。天災、人災という言葉がございまして、人災といわれるゆゑは、風は自然現象で吹く、水は自然現象で流れるわけでございます。が、それについて人間の準備で、人間のいろいろな国民生活に影響を及ぼさないうちよつと別の角度から対策を考へ、こういうことが必要だと思つて、御所見はいかがですか。

○益谷國務大臣 一般には、御趣旨のような点は、今度の災害を大きくさせた原因だと申しております。しかしながら、全く想像を絶した強い風と、あの高潮等のために激甚な災害を来たしたのであります。われわれは今後とも防災に努力をいたして、あらゆる方面から原因を探索し、そうして防災に備へたいと思つております。

○八木(一男)小委員 副総理のまじめな御答弁、非常にありがたいと思つて、結局何といふか、こういう災害が非常に大きな災害になりましたといふことについては、それは政治の大きな責任である、政治のうちでは、国の政治の責任が一番大きいと私も考へておるわけでございます。が、これについておそろしく同じお気持であ

ろうと思つても、お答えを一つ。○益谷國務大臣 先ほど申しました通り、世評では、災害を大きくした原因はそこにあるようにいわれております。従つて、政府は今後思い切つてこれに對する対策を講じ、またどういふ点に欠点があつたのか、行政管理局等の行政監察によつてはつきりして、今後の対策に資したいと存じております。

○八木(一男)小委員 それで今後こういう災害を起こさないために、治山治水とか、防潮堤とか、あるいは気象観測であるとか、あるいは被害が起つたときの緊急救助であるとか、そういう万全な対策を迅速に立てていただくことがまず第一の必要なこととございしますが、それとともに、政治の責任で起つた災害についての民間災害について、やはり政府としてはできる限りの手を打たなければ、政府を信頼して、国民生活をして努力をしておりますが、それについての御意見を伺ひたいと思つて、

○益谷國務大臣 予算委員会等に、八木さんのおっしゃるような要求があるのです。ですが、現在の政府の考えをいたしましては、個人の損害に對してどうするといふようなことは考へておりません。ただ世帯更生資金とか、あるいは生業資金といふような方面で、援助いたして参りたいと思つて、

○八木(一男)小委員 政府の方が今の予算のワケをあまり広からせたくないという意図のもとに、民間災害、個人災害については今のところ考へたくないといふようなことを言つておられるけれども、それはほんとうの政治

の道から見て、よいことだとは思われ
ないと思うのです。ですから、予算と
いうものは一応衆議院を通りましたけ
れども、まだ参議院の審議を待つてい
るわけでありまして。さらにまた、大蔵
大臣の御答弁によつて、必要があつた場
合には将来の補正を考へるというよう
な、含みのある御答弁もあつたわけで
あります。当然政府全体として、あれ
が確定した予算であつて、あれ以外一
つもしないというよりなことは考へて
おられないことが政府の態度でおあり
になつてゐると思ひます。その場合にお
いて、個人の災害については見ないとい
うことは、現在の時点における問題の
考へ方であつて、それはよいことでは
ないと思ひます。副総理の、ほんとうに
国民を思はれる政治家としてのお立場
から考へれば、決してよいことではない
とお考へであらうと思ひますが、こ
れについての副総理のお考へを承らせ
てもらひたいと思ひます。

○益谷国務大臣 国民の個人々々の損
害に対して、できればこれは救済す
るのがよいことでありまして。現在の国
家の財政といたしまして、財政の立場
から、それはできないことを非常に残
念に思つておられます。

○八木(一男)小委員 そこで副総理に
特にお願ひ申し上げたいわけござい
ます。政府の方もいろいろな各省
議、あるいは閣議等で御決定になつた
ことを、内閣における非常に重大な権
限を持つておられる副総理といたされ
まして、即時それを變へるという御
答弁はなかなかできないと思ひます。
しかしながら、今後いろいろのことを
變へていくという含みのある場にお
いて、そういうことを当然推進してい

だくのが副総理としての、一番政治家
としての御責任であらうと思ひます。
それが個人の災害についても見る方が
いいというお考へでございまして、う
う、極力そういうことを推進してい
ただく御決意がおありになるかどうか、
それを伺ひたいと思ひます。

○益谷国務大臣 災害に關することの
みではございません。国民生活の安定
を期するということ、政治の根本的
の原則だと思つておられます。従つて、
あらゆる方面に、財政が許す限り国民
生活の安定に資する施策を講じて参り
たいと思ひます。

○八木(一男)小委員 それから、やや
具体的なものに入りますが、実は副総
理の御所管事項ではございせんから
大へん僭越でございしますが、私の方
から御説明を申し上げて、いろいろ御
質問を申し上げたいと思ひます。災害
地特別委員会に付託になりました政府
の法案のほかに、日本社会党の提出し
た法案がたくさんございまして。その中
で、非常に長い名前でございます。その
が、省略して被災者援護法という名前
で呼ばれる法律と、もう一つ生活を保
障する法律という名前で呼ばれる法律
と、そういうものが大きな法律として
ございまして。被災者援護法という法律
は、その内容を申しますと、なくなつ
た方に対して弔慰金を差し上げる。こ
れは一万円ないし三万円、世帯主等
のときには三万円、あるいはまた子供
さんの小さな方のときには一万円とい
うような差がついておられます。もう一
つは見舞金でございまして、これは災
害地でひどい災害を受けた方に対し
て、一世帯十万円までの貸付をしよ
う。無利子、無保証というふうな

条件で貸し付けて、そして二年間据え
置いて、あと十年間で分割で返してい
ただく。その財源は起債でまかないま
して、そしてもしその人が急になくな
つたりして返せなくなった場合は、国
が全部損害を補償してやろうという内
容であります。もう一つは医療の点で
ございまして、一定期間を限つて、一
定地帯において災害を受けた人は、医
療について社会保険があらうとなか
らうと、完全に無料で直していただくよ
うにしよというものが、この被災者援
護法の内容でございまして。これは財政
というものを一切抜きにしましたら、
これ以上のものをやらなければなら
ないものではないと思ひますが、私ども
は、財政は私どもの財政組みかえ方針
でございまして、政府の方のいろいろ
お立場もございするけれども、この
ような趣旨のものの中で政府としてお
考へになれるものをやはりお考へに
なつていただいて、野党の考へたもの
でも、一生懸命考へたものの中にはそ
の根拠があるわけでございます。現在
の政府で即時とり得るものだけでも実
施していただく、また二、三カ月を要
するものなら、そのときにまた改めて
いただくというふうなことをぜひ考へ
ていただきたいと思います。この災害地対
策特別委員会、あるいはまた厚生労働
等の小委員会において、与党の熱心な
議員の方々と私どもは交渉をするつも
りでございまして。またお話し合ひをし
て下さるというお約束になつておしま
す。そこで、しかしながら与党の方
が、この話はわれわれも考へてみる、こ
ううちのこれは実施するように努力を

してみよと言われましても、政府の
方で、いざめいたものは不十分であ
つても、面子にかけても動かさないとい
うふうなことをなさつたら、なかな
か動かないわけですね。議会は国民の代
表でございまして、そこできま
たことは当然実施されなければなら
ないところではございするけれども、残
念ながら今のところ、実質的には政府
の力が強い。大蔵省の方がおられるだ
らうと思ひますが、特に私どもから
見て、非常に壁になつて、無理解きわ
まるものと思はれるのは大蔵省であ
ります。大蔵省は、大蔵大臣が一人が
ばり、主計局の担当官が一人がばり、
国民の意思がそこにあつても動かない
というふうな政治が、ここ数年來ずつ
と行なわれておる。それでも議会の努
力によつて、たとえば普通の場合なら
ば、付帯決議をつけて翌年度に努力を
して政府案として出させることができ
るけれども、災害の場合はあとの祭り
であつて、役に立たない。付帯決議等
は一切役に立たない。結局、この議會
においてできるものをしておかなけれ
ば、災害地の人は助からない。災害地
の人を助けるために、与野党ともにこ
うしてあげたいと思ひます。で、で
きないことが起こる。その点で与野党
が一生懸命相談しまして、与野党の方
も御賛成の上でこれはやりたいとお考へ
になられたときに、閣議の中心になつ
て副総理の益谷さんが、そういうふう
に国民の代表の議會が思つてゐるからこ
れはよろうではないか、やる具体的な
方法は考へれば幾らもある、金につ
いては予備金もある、また第二補正とい
う問題もある、また参議院で修正とい
う問題もある、そういうことは面子で

はなしに、国民のための政治であるか
ら、政府の面子なんかは——そういう
ときに足りないことを直すのがほん
と政府の面子であるというふうな立場
で、今までの経過にとらわれずに、必
要であつたならば直すというふうな動
き方を政府はしていただくように、そ
の推進力に益谷さんになつていただき
たいと思ひます。それに
ついて、国民に対して非常にあたたか
い心の持主であられる益谷さん
を、故意に困つた立場に追い込もうと
いうふうな考へはございせん。益谷
さんのほんとうの国民に対する御心
情でものを動いて、被災地の人が助
かるような動きを極力していただきたい
というお願いでございまして、どうか
積極的なお考へをお願いいたしたい
と思ひます。

○益谷国務大臣 大蔵省は金を出す方
です。ですから、いづれの内閣でも容易に財
布の口をあけません。今度の災害
に關する限りは、大蔵省もできるだけの
ことをいたしておると思ひます。ただ
いま御説明になりました被災者の救助
法案と申しますか、これはしごく
い、悪いとは申しませんが、しかし先
ども申しましたが、今日の財政状態か
ら、直ちにさういふことはできませんとい
うことを言うこともできないのをまことに
遺憾に存じております。しかしなが
ら、先ほど申しました通り、全般に國
民生活の安定を期する、また国民生活
をだんだんよくするといふことは政治
の要諦でありますから、できるだけの
努力をいたすことをお約束申し上げま
す。

してみよと言われましても、政府の
方で、いざめいたものは不十分であ
つても、面子にかけても動かさないとい
うふうなことをなさつたら、なかな
か動かないわけですね。議会は国民の代
表でございまして、そこできま
たことは当然実施されなければなら
ないところではございするけれども、残
念ながら今のところ、実質的には政府
の力が強い。大蔵省の方がおられるだ
らうと思ひますが、特に私どもから
見て、非常に壁になつて、無理解きわ
まるものと思はれるのは大蔵省であ
ります。大蔵省は、大蔵大臣が一人が
ばり、主計局の担当官が一人がばり、
国民の意思がそこにあつても動かない
というふうな政治が、ここ数年來ずつ
と行なわれておる。それでも議会の努
力によつて、たとえば普通の場合なら
ば、付帯決議をつけて翌年度に努力を
して政府案として出させることができ
るけれども、災害の場合はあとの祭り
であつて、役に立たない。付帯決議等
は一切役に立たない。結局、この議會
においてできるものをしておかなけれ
ば、災害地の人は助からない。災害地
の人を助けるために、与野党ともにこ
うしてあげたいと思ひます。で、で
きないことが起こる。その点で与野党
が一生懸命相談しまして、与野党の方
も御賛成の上でこれはやりたいとお考へ
になられたときに、閣議の中心になつ
て副総理の益谷さんが、そういうふう
に国民の代表の議會が思つてゐるからこ
れはよろうではないか、やる具体的な
方法は考へれば幾らもある、金につ
いては予備金もある、また第二補正とい
う問題もある、また参議院で修正とい
う問題もある、そういうことは面子で

○八木(一男)小委員 再度お伺いするのにも恐縮でございますが、与野党の話し合いでできましたことについて、政府の方も御協力なさっていただけた態勢をどうか閣議の中で作っていただきたというお願いに対して、その最大の努力をしていただけたというお氣持の御返事をいただいたというふうに、もしお差しつかえなければ理解させていたいて、話を進めたいと思ひますが、それでよろしくございませうか。

○益谷国務大臣 八木さん、こうなんです。ひとり災害に対処するのみでなくして、国民生活を案にしてい、また、だんだんこれを向上していくというのが政治の本体でありますから、その方面に努力をいたします。従つて、災害のために困っておられる、生活困難をせられる人についても、やはり生活の安定ということを期するために努力いたすということを申し上げておるのです。

○八木(一男)小委員 ちよつと後半が何えなかったのですが……

○益谷国務大臣 災害に対するたいまのあなたの党でお出しになりました災害救助、被災者救助法という、その実現に努力するということは、この場合早計に私から申し上げることができないのを遺憾といたします。国民生活の安定と向上に対して、一般的にできるだけの努力をいたすことをお約束いたしますというのを申し上げておるのであります。

○八木(一男)小委員 実は、益谷さんにお約束をとったから困らせるというふうな考え方は、私はいたしておりません。私、申し上げたときは正直に

やりますし、それから徹底的に追及する時には、岸さんも三、四回困らせたいともございませうし、そういういたしましければ、そういうことはいたさないで、お願いをしておるわけです。

それで実は、厚生大臣ここにおられますけれども、一般的に国民の生活を向上させるということは、当然必要なこととございませう。ところがそれだけで、いろいろ大蔵省なり厚生省なりのお話で、それでやっているんだからそれでいいということになってしまつては、おしまひなうございませう。一般的に、たとへば、今の経済体制のために、搾取が行なわれたり、失業があつたりして困つた人がいる、こういうことは私どもはいけなうと思つておりませんが、自由民主党では、資本主義体制がいいというお考えでいられる。しかしながら、それでは困る人がいるから、社会保障をやるなり低所得階層対策をやるなりして、そういうものを上げていこうというふうな、私どもにとつては非常に不十分な程度でございませうが、そういう御意図があるようございませう。それは、もちろん、どんなやつていただかなければならぬ。憲法第二十五条では、健康で文化的な生活が保障をされている。それをまた実際にやるために、社会保障、社会福祉、公衆衛生というような問題について政府は一生懸命やらなければいけなうという憲法の規定がございませう。これは、どんな場合でも、全国民に、全地域にやつていただかなければならぬ。ところが、災害地の問題はちよつと違ふ。何も政府の施策がないので、非常に商人の競争も激しく、弱肉強食で、うまくいかなければ

商売がぶつ倒れてしまふ。一生懸命働いても、ぼんと首を切られてしまつて、あと職がないというふうな、非常に過酷な世の中なんです。その過酷な世の中で、被災地の人は、食べるものも食べない場合もあるでせう、したがいともしない場合もあるでせう、そういうこともがまんしながら苦しくても働いて、自分の努力で健康で文化的な生活を建設しつゝある人が、大部分なんです。ところが、その個人の最大の努力をしているときに、堤が切れて、水をかぶつて、親しい人がなくなつて、家も財産もみんな飛んでしまつた。しかも、今までやつていた職業が、その作業がとまつてしまつたためになくなつて、商売の方もうまくいかない、勤めの方もうまくいかないといふことで、将来の生活の方途がなくなつていふというふうなことになるわけです。これは一般的な、貧乏人を救ふ、困つた人を救ふというところは当然していただかなければならぬので、すけれども、それが完全で、たとへば今の生活保護法が、ぐずぐずいふに困つた人に全部適用するといふことになつて、一人当たり一月に二万円くらいくれるようになっていふというふうな状態であれば、その一般的な施策でそういうことも救えるのです。ところがそうではない。生活保護費は一人当たり千八百円平均しかくれない、それをもちろに猛烈な条件がついて、なかなかくれないわけなんです。そういうふうに、一般的な救済状態は少ないわけなんです。そこへ災害で、こういう政府を信頼して——政府は名古屋市長は低地帯だから、あぶないからどきなさいとは一言も言つてくれなかつた。鍋田

干拓地で耕している人に、水が入つたらだめになりますよと、だれも警告はしてくれなかつた。ここで耕したら収穫が上がるだろう、ここへ根をおろしたら将来とも健康で文化的な生活ができるだろうと、一生懸命やつた人たちが、みんなだめになつた。その人たちの努力が全部だめだ。だから、一般的なもので片づけられたら、その人たちは浮かばれない。その人たちは、ほんとうに努力をしたものがこんな流れに流れてしまふなら、今までおいしいものを食べて、さんざんしたいほうだいした方が得だつたといふことになるかもしれない。それを、将来の生活の建設のために、食べたいものもあまり食べず、うまいものも食はず、したいこともしない、一生懸命やつた努力が一ぺんにだめになつた。そういう状態になつたときに、一般的なこの乏しい社会保障や生活保護、あるいは貸付の金額、それで対処するといふのでは、あまりに冷酷な政治だといわなければならぬ。そういうことのために被災者援護法というふうなものが必要であり、私どもは絶対に必要だと思ふ。私どもの出している案ですら、これは乏しいので、私どもでも財政のことを考へております。財政について、たくさん出さなければならぬといふ財源を私どもなりに一生懸命計算して、そのワケ内でやつておりますから、百三十億なんという金額は少ないと思ひながら、被災地の国民の方々に申しわけないと思ひながら、この程度案にしよう。政府の方は、より財源が少ないという立場をとつておられるから、もちろん金額そのまゝを当てはめようとは私どもは思つておりません。しか

し、そういうことで被災者援護法をそのまま通していただきたいのはややまずですけれども、そんなことが今の情勢で具体的にできるとは思つておりません。私どもは、ですから、そういうような種類の民間の災害について、少しでもあたたかい気持を示すというふうな政府案を出していただくなり、そういうようなことをお願いして与野党の方で出していただくなり、与野党が共同して出すなりという話し合いを、与野党の委員の方とこれからしようと思ひ。話し合いをしようと思つたときに、与野党の方は、政府の与野党であり、必ず政府の立場はどうですかといふことを連絡しないと、与野党の政策審議会長に知られる、文句を言われるといふことがありますから、ほんとうにそういう意思をお持ちになつても、ブレーキがかかる。ブレーキの本元は政府であり、大蔵省であり、主計局であると私どもは思つていふ。そういうときに与野党が——野党の立場もいれて、与野党の程度ならば財政も持つじやないか、出してあげようじやないかという気持ちになられたことまで、その財政当局でブレーキをかけるれないように、閣議でそういうふうな立場を進めていただきたいといふことと、さらに願へば、与野党の方が言われなくても、政府自体少し考へようといふことを言つていただけたら一番いいことなわけございませうが、そのよ

うな意味の最大の御努力をお願いしたいといふこと、被災者援護法をそのまま通していただけたら、これはほんとうにありがたいのですけれども、現在の情勢上なかなか困難なことはわかつておりますから、これを通していただ

くということを副総理にそのまゝお約束願うというわけではなしに、そういうような意味の民生安定のための、個人災害を補償する、あるいはまたほかの方法で何かそれを補てんする、そういうような考え方の政策を進める議会の努力に対して、政府も協力されるように、一つ副総理のあたにかい政治力を使つていただきたいというお願いなんでございます。ですから、一般的な社会保障で、生活保護で、という言葉ではなしに、どうかそういう意味で努力をして下さるという御返事をいただきたいと思ひます。

○益谷国務大臣 今災害に関係の法律案を御審議願つておるのでありますから、十分に御審議をしていただきたいと思ひます。その結論がどうなりましようとも、私どもは、できる限り委員会の御決議と申しますか、それに服すべきが当然であらうと思ひます。しかし、国家の財政にもらみ合せて参らなければなりませんから、その点を事前にお含みをいただきたいと思ひます。

○八木(一男)小委員 厚生大臣がおいでになりましたので……。実は厚生大臣に三、四日前に同じことでだいたいの声を荒らげて、非常に温厚な、熱心な厚生大臣に失礼を申し上げたわけでございますが、今お聞きになつていただいたようなことで、副総理に一つ御努力をお願いしたいわけでありまして、原則的にそういう御努力を願えるという情勢になりましたので、主管官庁としての厚生大臣の渡邊さんは、どうか一つそのほんとうの推進力になつて、そういう点について邁進していただ

だくのが至当であると思ひます。この間の御答弁でも、今後最大に努力するということを言われておるわけでありますが、どうか一つ重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○渡邊国務大臣 先般来しはば申し上げました通り、現在、あらゆる制度を利用いたしまして、できるだけ財政の範囲内でこれを見ておるわけでありまして、くどくど申すまでもありませんが、世帯更生資金、あるいは母子福祉資金等のワクの拡大や、あるいは措置期間の延長であるとか、あるいはまた世帯更生資金の中におきましては、生活資金が一月三千元でありましたものを、一月五千元で三月も見ても、その他災害救助法の中におきましても、応急仮設住宅とか、あるいはまた食費の単価の増額であるとか、あらゆる面におきまして、できるだけ措置を講じておるのでございますが、しかし、先般来社会党案としてしばしば御要求のありました、ただいま問題となつております面につきましても、また私どもはできるだけ考慮を払いつつ財政面の上において検討いたしておるわけでございますが、ただいま副総理の申されましたように、何しろ財政的な面におきまして、これはみな同じ立場で、政党政派を超越して同じ気持ちなのでございますから、その点につきましまして、どうか御協力と御支援と御理解を賜りたい、かように存する次第であります。

○八木(一男)小委員 厚生大臣にこの前だいたひ荒らつて申し上げましたけれども、同じ立場でありますから、一つがんばつてやっていたいただきたいと思います。

副総理に具体的なことをちよつと申し上げますと、実は数字が全部集まらないで恐縮なのでありますが、一番中心地点になりました愛知県県の災害は、三千二百二十九億九千万円という、県の集計でございますが、そういう発表がございました。その中で、公共土木災害に属するものが五百八十億で、民間災害は二千五百億という数字になつております。政府の諸施策は、公共土木施設のみにほとんど集中されておるわけですが、農業施設等もありますけれども、これではあまりにバランスを失していると思ひます。結局六分の五というよりな大部分の災害が、ほつたらかしたなつておる。今厚生大臣が御説明になつたように、厚生大臣が御努力になつたことは私も認めます。世帯更生資金のワクを広げられたことは広げられた。しかし、その広げられた金額は一億五千万円です。愛知県の災害だけで二千五百億でございますから、全国の災害にしたら、勘定にならないくらい膨大な民間被害になる。それに対して、世帯更生資金の貸付ワク一億五千万円増大です。これは貸付でありまして、支給ではない。貸付は、本来回収される建前であるから、財政当局がその痛まない。これが一億五千万円です。せめて貸付でも相当な金額にならなければ、政府は民間災害に対処したという事にならないと思ひます。こういう点が、厚生省が御努力になつたにかかわらず、一億五千万円にとどまつたというところに、大蔵省の方は、大蔵省の立場で財政の帳じりを合わせることに一生懸命になつておられる。けれども、財政は重大なことであります。財政の帳じりよりも、国民に立ち上

りの機会を与える、これで国政に対する信頼を与えるということが、一番の政治の要諦だろふと思ひます。それが重大な面であつても、一局面である財政の部分で締められて、全国で何千億という民間災害に対して、たつたの一億五千万円の貸付、かようなものでまゐるというところは、大體いかぬと思ひます。大體が、民生についての、大蔵省の締め方が強過ぎるわけですね。世の中は、資本主義体制の矛盾を保守政でも直そうとしておられるときに、そういうことを方々で発表しておられるときに、それに伴う實際がどういふものであつては、いかに大政であるとしても、この批判でも、われわれは多数党だからそれでいいのだという方もあろうかと存じますが、ほんとうの保守党の政治家であれば、これでは言つておることやつておることの實際が伴わないというところをお感じであらうと思ひます。ところが、数字の計算がごちゃごちゃしてございまして、大蔵省の計算、厚生省の計算は、關係全体の方に数字のこまかいことがおわかりになつておらないと思ひます。別に言ひかけておられるとは言ひません。ほかに重大な仕事があります。そういう数字を全部覚えろというところは、おそろひ総理大臣もろつかりしておられるかも知れません。とにかく一億五千万円では、何千億の民間災害に対する手当ということにはならないわけですね。それで財政々々と言われましても、貸付の財政は予算とそう關係がございせん。政府が努力されれば、その貸付の金額をふやすくらいことはすぐできるわけですね。ただ、それはめんどりでございまして

り。大蔵省なんかでちよつとぐらひ會議をしなければならぬでしようけれども、何百万の罹災者があつたたい政府の気持を知つて、国政を信頼しつづ自分の将来の希望を見出して努力していただくこと、そんな大蔵省がめんどろくさいとか、閣議の二、三回のめんどろくさいということとは、比較にならないと思ひます。また幾らめんどろくさいでも、それは行政府としてはやらなければならぬ責任があるわけですね。だから、一回それできまつたからといって、そういうものは一つも動かさないということでは、政治ではないと思ひます。そういう点で、副総理と厚生大臣にどうか大いに動いていただきたらと思ひますが、さらに副総理と厚生大臣の御所信を伺ひたい。

○益谷国務大臣 私は、詳しく記憶いたしていません。また御報告も受けていないのです。民間の災害については、先般衆議院で御決定になりました予算で御承知の通りであります。財政投融資の拡充をはかつて、中小企業、農林関係、その他住宅等については、できるだけのことを行つたしております。

○八木(一男)小委員 そういうことは、もちろん私も知つておるのです。ところが、農業災害、中小企業災害といいますが、中小企業の貸付なんかに、やはり保証人が要つたり担保が要つたりするから、担保能力があり保証能力がある人は借りられる。ワクがきまつても、小さな中小企業者が借りられないことになるということが多い。それから、耕地なり、商店なり、工場なり、そのような生産手段を持つておる人は、今

議会の事務局長といわれますか、そういうお役目をしておいでになると思いますけれども、いかがでございますか。

○福田(篤)政府委員 その通りでございます。

○八木(一男)小委員 この前益谷さんが副総理になられ、渡邊さんが厚生大臣になられ、あなたが総務長官になった内閣改造後、中央災害対策協議会が災害の前日まで何回開かれたか、一つ伺いたい。

○福田(篤)政府委員 この協議会は、八木委員のよく御案内の通り、災害救

助法に基いて作られました。従って、災害発生に際して聞くという建前になつております。

○八木（一男）小委員 何回開かれたか、それだけ一つ。発生に際してというので、開かれなかったわけですね。

○福田（篤）政府委員 内閣改造から今般の災害までには、発生に際して開催するという事態は幸いにして起こりませんでしたので、開いておりません。

○八木（一男）小委員 総務長官、非常に無責任でございますね。災害救助法の第四条二に「救助その他緊急措置に要する勞務、施設、設備、物資及び資金の整備、備蓄等に関する計画を樹立

すること。」「というのがあります。それからもう一つ、三号に「非常災害に際して救助その他緊急措置に要する勞務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する緊急計画を樹立すること。」とあります。三号の方は、このような災害が起こったときにすぐやるという緊急計画を立てる、二号の方は、当然その前から計画を立てるという文章で、これは日本人である

限りそう説めるわけです。それについて総務長官の御意見を……。

○福田(篤)政府委員 今まで御存じの通り、諒早でありますとか、伊豆台風でありますとか、今度の伊勢湾台風のときに、直ちにこの協議会を開催したわけがあります。御指摘の点につきましては、常時各省が当然準備し、研究する、こういう建前になっております。そのために協議会を開いたことではないわけです。

○八木(一男)小委員 私はいさよう穏やかに質問したいと思うのですけれども、そういうことでは黙っていられない。各省で計画を立てているというならば、中央対策協議会なんか必要ないのです。中央対策協議会の任務として、計画を立てるのがあたりまえじゃないですか。中央対策協議会——内閣総理大臣はすつと同じ人ですけれども、総理大臣が会長、厚生大臣は副会長でおられるのです。厚生大臣もあまりこのことを御存じないでしょう。

通例でいえば、書記長とか事務局長という人がばんばんやらなければならぬ。その総務長官が聞かないでいいというお考えでは、この法律はなくてもいいようなものだ。各省の準備は各省でするのがあたりまえで、各省で計画を立ててもらわなければ、世の中の動きに即した計画が立てられない。昔ヘリコプターがない時代にヘリコプターの計画を立てたって、そういうものがないからどうにもしようがない。だから忍術を使って飛んでいって、おぼれかかっている人を救ってこいというふうな計画は立てられない。ところが、ヘリコプターがどんどん今できてくる。そうしたら、そういうものが災害

救助に役に立つから常備するという計画を作らなければならぬ。それを内閣改造になってから一回も聞かないというなまけたことをやっているから、大ぜいの人が死ぬのじゃないか。それは災害が起こってから開けばいいのだという、そういう答弁というのはあつたものじゃない。その前に開かなければならぬのですけれども、非常にぼんやりしてなまけて開けませんでした、申しわけございません、なくなつた方にどうしておおびしていかかわかりません。これは会長岸内閣総理大臣初めわれわれ一同のほんとうの責任でございまして、こういうことを言われるのがあたりまえじゃないですか。それを言つてごらんない。

○福田(篤)政府委員 第二の常時の問題ですが、御指摘の通りであります。かつて衆議院の内閣委員会でも、私に率直に、常時の政府の今までの準備なり、研究というものが十分でなかったというお話がありました。私も御指摘の通りだと思ひます。これから十分注意いたしたいと思ひます。

○八木(一男)小委員 ヘリコプターにしても、舟艇にしてもそうでありまして、これは人命がおもな点でありますけれども、情報なんか、救助については——救助というのは災害が起こつてから、おぼれかかつてから救うものでなしに、おぼれる前に避難させるといふのがあたりまえで、なくなつた方は非常に気の毒です。そこで人命が一番重大な点でありますけれども、こういう点については財産も関係がある。前から言つておけば、財産も出せば出せたのに、とつさに子供を救うために持ったものをほり出して、子供

を救つたために一緒に死んだ人は一番気の毒ですけれども、こういうことにも政府は責任がある。これは厚生大臣と副総理にも聞いていただきたいのですけれども、こういうような政府のかい責任もあるわけです。国家賠償という訴訟が起こっていることも御承知であらうと思ひます。そういう民生について——財政もあるが、気の毒な人については、政府の方が財政計画をできるだけ広げて、できるだけ考へていただくという措置をとられれば、国家賠償責任というものがほとんど起こつてくると、国民が政府を信頼しないというふうな虚無的なことはなくなつてくると思ひます。ところが、万全な方策をとられないで、今総務長官がおっしゃつたように、開かなくていい——これは失言であつてお取り消しになつたからけつこうでございまして、ほかのことということを言われたり、ほかのこととて万全なことをしておりますと言つてみて、それでどうにもこうにも動きがとれないというふうなことで、国民が政治から遊離してしまふ。私も、野党でありますし、政権を獲得したいと思ひますから、野党の信頼が高まつて与党の信頼が下がることはその面において希望しますけれども、それよりも、現在国民が救われることが先だろふと思ひます。政党内心を捨てて、この問題に対処していきたいと思ひます。その点で私が言つたからどうのこうのという点ではなしに、これは政府みずからの手でやつた、与党の方々も努力してやつたという立場をとつていただいてけつこうですか、できるだけ被災地の方が、そういう政治の責任において、ひどい目にあわれたのを救う

ための万全の対策をやつていただく。二十八年にやつたからそれだけでいいというふうなことではなしに——二十八年当時は未熟であつた。議員立法で一生懸命考へたけれども、そこで立法ができなかつたことは、その当時の議員全体の責任であらうと思ひます。しかしながら、それだからといって、二十八年にそのまゝ右へならえして、ちよつと財政的にしほるようなことをしたらいいのだというふうな考え方ではない。民生というものは、前に考へていなかったから考へなくてもいいというふうなことではいけないと思ひます。これはさつきも伺いましたから、もう一回御答弁はけつこうでございまして、民生安定にぜひ副総理、厚生大臣、また総務長官も御努力をいたしたい。そういうふうなことで、これをほんとうに万全な形にするために、ヘリコプターにしても、舟艇にしても、氣象観測機にしても——その前の治山治水から防災、全部が必要でありますけれども、それをやつた上でも、それでも災害の起こつた場合には、最小限度に食いとめるための災害救助法についての万全の形をとつていただきたい。自衛隊に要請して、自衛隊のヘリコプターが来るということでは間に合いません。これは各府県ぐらゐに持つて、すぐやれる。また場合によつては災害救助法が市町村で発動できるというふうなこと、これは方々の有識者から言われておりますけれども、そういうことを一切含めて、よく御検討いただきたい。災害救助法については、厚生大臣は抜本的な改正を御用意なさり、それから災害救助計画について

は、総務長官が内閣総理大臣の会長とともに、それを即時立てられるというようにしていただきたいと思ひますが、それについて、厚生大臣、総務長官から御答弁いただきたいと思ひます。

○渡邊国務大臣 内閣並びに各省の連絡機関は、今日の大災害にかんがみまして、これから十分対策を——平時準備万端といひますか、対策を講じていきたい、かように考へております。それから災害が起きた以後におきましてところの、いわゆる災害援護法の措置というものにつきましては、やはり現在の段階では、私どもは現行制度の口においてこれを運用していきたい。これを、ただいま総務長官が申されまして、現在の国の財政面から見て最大の援助措置を考へていきたい。しかし、将来社会党が考へておられるような援護法の設置につきましては、今後の問題として、国の財政ともならみ合わせ、また、当然やらなければならぬ措置として、十分考へていきたい。これは政党政派を超越して、どうかあなた方にも大いに政府を激励して、また教へていただきたいと思ひます。

○福田(篤)政府委員 常時の計画の問題ですが、これはもう御指摘の通りでございまして、現在官房長官を主として復旧対策本部もございまして、これは復旧の応急対策でございます。常時の問題は、あらゆる角度から総合的に統一機関をフルに動かしてやつていきたい、これははつきりお約束申し上げておきます。同時に、緊急避難の問題ですが、これも政府部内で、今までの緊急避難命令ではまらまらでございまし

て、時期を失しましたり、また知事や自治体の長がそれでは困る場合がございいますので、そういう場合にどうしたら総合的な強力な避難命令が出し得るか——これは避難命令だけの問題でございいます。そういう点で今研究し、いろいろ具体的、積極的、総合的政策を早急に立てたいと思ひます。

○八木(一男)小委員 総務長官、一つ即時態勢を完全に整えていたいただきたいと思ひます。私のおります奈良県あたりでは、通信が途絶いたしましたので、無電機の設備を一つお考えになつていただきたいと思います。

今の厚生大臣の御答弁は、總体的に非常にけっこうですが、被災者援護法を将来の問題として考へるといふ含みで、現在の問題は考へないといふことは困ると思ひます。そのほかの問題はけっこうです。現在の問題として、さつきも申し上げた通り、これから国会の努力によつて、そういう趣旨で手配の方と話し合ひをしてやるので、政府みずから推進していただくといふことでなければ困る。そういう御趣旨だろふと思ひますが、それについて一つ……

○渡邊國務大臣 御意見の通りでございます。

○八木(一男)小委員 それでは厚生大臣にあつて、二問。これは副総理と一緒に聞いて下さい。生活保護の問題で、この間も生活保護法が非常に工合が悪いといふことを厚生大臣に申し上げましたところ、社会局長から通達の変更が参りました。私もそれを受け取つております。それについて社会局長から説明したいといふお話でござい

が、今副総理並びに厚生大臣は非常にお忙しいと思ひますから、先にちよつと申し上げます。前段の方の財産の処理の方は比較的ましなわけでございいます。副総理に状態を申し上げます。生活保護法で最低の生活は保障をするといふことになつておりますが、それが保護法自体では非常に過酷なことになる。運営面で非常に過酷な過酷な法でございいますから、厚生省でいろいろお考えになつてやつておられる向きもあるわけですが、その点二つございまして、一つは保護法の第四條、補足の原則という厄介なところでございまして、そこに、財産がござい

ますと、本人の財産なり能力を最大限度に活用した後でなければ、生活保護法の適用を受けられないといふ事項が一つある。二番目に、扶養義務者が扶養義務を果たした後でなければ、生活保護法を適用しないといふ事項がある。三番目に、緊急なときにはこの限りにあらずといふような、あんまり動かないけれども、救いの言葉がある。そこで、これは副総理にぜひお聞き願ひたいが、一番目の問題として、たとへば財産が冠水してしまつた、収穫が上がないから、法律的な、経済的な果実が取れない、それからそれ自体の値打ちが下がつてゐるから、とにかく収入もできないければ、それを換領するときは大損をするといふ場合がある。これが法律の条文通り適用されたならば、一応財産としてみなされて、それを処理しなければ生活保護法の適用が受けられないといふ条文の書き方になつてゐる。ところが、それではあまりにひどいので、厚生省の方で実態に合うようにいろいろ通達を出してお

られます。これはけっこうなことだと思ひます。前段についてはかなり満足な形があるわけですが、しかし、その通達自体はいいのですけれども——これは、大蔵省の主計官おられますか。大蔵省は大體けしからぬ。副総理や厚生大臣と関連のある質問をしてゐるのに、断わらぬで帰る。そういうところが大蔵省のたたらめな、けしからぬところがあるんだ。大蔵省が内閣を動かしてゐるような考え方でやつてゐるのはけしからぬ。それで、そういう点がありますけれども、そういう通達はいいのです。ところが、大蔵省が予算をばつて生活保護法をばつてゐると、その年度々々の計画をはみ出ますと、厚生省の末端の福祉事務所の人が、やつぱりそれ以上出ないようにしろといふようなワケがあります。それから、それが過酷になつて、その通達があつても、その通りにならないといふ状況があるわけですが、それからもう一つ、地方財政ですが、これは奥野さんの負担分もあつて、市町村がそれを発動しないといふことがある。ですから、厚生省が通達したからといって安心はできない。現にそういうような事例が方々にあるわけですが、そういうことでは、災害地の人が救われたいわけですから、災害地が減価して、果実を生まないのに、それがあるからといふことで、生活保護の最低の適用もしてくれない。なければ、生活保護法で、健康をそこねながらもかつかつ食つていけるけれども、それもできないといふ場合が起り得るわけですが、だから、厚生省の通達だけでは安心できないといふことから、われわれはそ

の点について法律を変へた。これについてもお考えを願ひたい。これは実態がそれであれば、予算はかかわりがない。厚生省が実際にそれをするといふので、これを法律的にきちつと裏づけしたつて、予算は一切関係ない。これは予算に關係なしに国民に安心をさせるといふことになる。実際にやらないといふなら——それはやらなければならぬから、それぐらいの金は大した金でないから、出さなければならぬといふことになる。そういうような法律の裏づけをしたといふ点が一つの点です。

もう一つは、実態的にも大いに違ひ。厚生省が通達を出しておられるものには、こういうことが書いてあります。扶養義務の方はこういうことが書いてある。通達があるといふことで、この間大丈夫と言われたが、「要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上当然の義務ではあるが、これをただちに法律に訴へて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けること。が望ましいので、努めて当事者間における話合によつて解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」はなはだきれいな文言でよく書いてある。ところが、円満裡に話し合ひさせるといつたつて、それはできな

子供が困るであらうといって、生命保険契約に入った。その生命保険は一年であつたら、解約返戻金もきません。また二、三年払わないと、証券担保貸付もできない。だからそういうことをしてしまつたら、切りかえがつかない。たとえば、電気洗たく機を買つた。月賦で一回払つただけで、あと残りを払わなければならぬ。ほうつておいたら訴えられるだろう。弟がそうなると思わないから、電気洗たく機を奥さんがくたびれないように買ったといふような事情があつて、三カ月、半年、八カ月くらいは切りかえがつかないのです。いくら兄弟愛情がこまやかであつて、やつてあげたいという気持ちがあつても、生活保護法という過去の法律でそういうことになつておる。そこで、災害地の場合、一定期間、半年なり八カ月の間だけ、兄さんが弟一家を養うだけの精神的、物質的の準備ができるまでの期間、扶養義務をはずして、その人がいないものとして、弟さんに生活保護法を即時適用できるというよりなことは当然考えられていいのじゃないか。それについて御質問申しましたところ、通達を出しましたと社会局長は言われました。だから、大丈夫とおっしゃる。それで前段の財産の方については、いろいろ通達をしておられる。ただ、さつきおっしゃるような通達が出て、財政の裏づけのない地方自治体が自分の負担分を惜しむというところになった場合は、実態が動かないことになりす。ですから、こつちの方の扶養義務者の方は、どうにもこうにもだめだ。この通達も、話し合つて円満裏にやれというが、話し合いの間、生活保護法の適用を受けられ

なかつたら困る。そういうよりなことでは、政府としても考えていた方がいいことじゃないか。金額は大してございません。これは、金額はできる範囲でやられたらいいと思う。社会党の原案は二十一億でございますけれども、これは計算が精査されたらもっと少なくなるかもしれない。また、期間をもつと短くしたら少なくともできます。そこで、八十億も予算があるところですから、何らかの点でそういう点も考えていただくというところでやつていただくたいと思ふ。被災者援護法ともこれに理由が必要だと思ふ。特にこれを出した理由は、被災者援護法では、大づかみにして一世帯幾らというふうにきまつておるわけです。人数が幾人あろうと、そういうことはその中に書いてあります。これはもつとたくさんさんの場合には、段階に刻みをつけますけれども、大した金額じゃないから大づかみにした。しかし、扶養義務者の家族が多い。それから財産がどこにも一文もない、貯金の五百円もない、たまたま将棋盤の古いものもないというよりな家庭もありますから、底上げをしなければならぬ。その底上げが生活保護法であるけれども、生活保護法は、そういうよりにして災害の実態によつて動かないということ、一定の期限を限つて一定の人に対してだけそういうことをしたらどうか。これは私もよく考え抜いた法律であります。法律的に書くのは非常にむずかしいので、十日間はどうかかりましたけれども、とにかく絶対に必要だということ、十日間ほど法制的な研究をして出した法律案であります。そういう法律の例が

出ていますから、また、政府の法制局で考えていただいてもいいと思うのですけれども、とにかく法律的に間に合わなければいけないので、こちらは作業したわけですね。そういう趣旨から考へていただいて、与党の方と御相談して、政府提案でも、与党と共同提案で出し直してもけっこうですから、とにかくそういうことも一つ考えていただきたいというところをお願い申し上げたいと思ふのです。厚生大臣は、この前ずいぶん伺いましたので、まず、副総理の方の御答弁を伺いたいと思ひます。

○益谷国務大臣 私は法律のことを知らないのですが、今厚生大臣に聞くところ、実態に即して考慮しようということとを申しておりますから、私もそのように考えております。

○八木(一男)小委員 これにつきましても、与党の熱心な議員の方々と御相談をいたしますので、どうか政府の方も御協力していただける態勢を一つ御努力願いたいと思ひます。厚生大臣は、最も御努力をしていただきたいと思ひます。

それでは一応これで打ち切りまして、あとでまたやりましますけれども、副総理にはわざわざおいで願ひましてありがとうございました。ほんとうに政党政派を離れまして、国民のために、被災民のために、内閣の方策を一つあたたかい、血の通つたものにしていただく最大の御努力をぜひ副総理にお願いしたいと思ひます。また、厚生大臣には、主管官庁として猛烈な勢いで推進力になつていただきたいと思ひます。

○太田小委員 前の続きでございすが、今度は赤澤労働政務次官にお尋ねをいたします。

失業対策事業に関する特別措置法の内容でございす。三月三十一日までこれを適用するとなつていますが、実際上わずか三カ月か、四カ月で失業対策の失業状態が解消されると思へないので、これを延長される意思があるのかどうか。

○赤澤政府委員 今の計画はとりあえず三月三十一日まででございすが、明年以降のことは今考へております。

○太田小委員 時間の関係で一回一答でいきますから、簡潔にお願ひいたします。

それに対して考へていらつしやらないといふことは、わからないと思ひます。ここには失業失対の予算が全然ございせん。まず、それをお尋ねいたします。予算は幾ら、どこに見込んであるのか。

○百田政府委員 失業対策事業費につきましては、本年度におきましての雇用の一般的な民間就労の状態その他の関係がございすので、大体既定予算でまかない得る、本年度においては、現在の状態ではまかない得る、こういう見通しでございす。

○太田小委員 それは補正予算の準備費を使わないということですか。

○百田政府委員 現在の見通しでは、使わなくて済むんじゃないかと思ひます。

○太田小委員 二十八年災のときには三千人という見込みであつたと思ひます。今度のときはどれくらい見込んでおりますか。

○百田政府委員 これは災害の指定の基準と関係がございすが、大体二億四程度を見込んでございす。

○太田小委員 二億四というところ、七千人くらいでございすか。

○百田政府委員 これは両方あるわけにございす。第一には、その災害のために新たに失業対策事業を起こさなければならぬもの、それからもう一つは従来のものをふやす。もう一つの最後の問題といたしましては、現在の失対の規模はふやさない。ふやさないけれども、現在実施しているもの、こういうふうに分かれます。

○太田小委員 単価は四百八円でございすか。

○百田政府委員 四百七円三十三銭。

○太田小委員 三十三銭というのはどうやつてもらうのですか、あまり正確でございすから。——けつこうです。

それで、現在の予算の既定経費でまかなえるところから考へて、あまり大きく失業の状態を見ていらつしやらないと思ひます。先ほど八木さんが綿々として訴へなされたことも、考へてみれば失業状態、生活困窮状態の多いところから、ああいう問題も出てきたわけですね。してみると、この失業対策事業の關係する特別措置法をお作りになつたということはいいいです。県市町村にそれはほとんどおまかせになつた。それに対して五分の四、八割の賃金の補助をしよう、国庫から援助をしようといふことは、よくわかる。それはいいのです。しかし、見込まれた人間の数が少ないといふことは、これはちょっとうなずけないと思ひます。ここに登録人員の關係ですが、今

度の災害によりまして、非常に失業者がふえると思う。ふえるということについては、どうですか、どれくらいと観測していらっしゃいますか。

○百田政府委員 われわれが、一応大體二億円、あるいはそれ以上になるかもしませんが、そう推定いたしましたのは、今度の災害によりまして、各県から連絡が私の方にあるわけでありま。私の方では、どうしてもこれくらいはワケがほしいといつてくる。それから、従来のところについて、はつきりした指定基準がきまる前ではございましてけれども、常識的にいってこういうところは当然かぶつてくるであろうということで、大急ぎで推定した数字でございまして、この二億円というの、確実なものというわけには参らないと思ひます。

○太田小委員 推定した数字の二億円という予算の見通しのことですが、人数はどれくらいふえるのですか。

○百田政府委員 大體最初見通しましたときに、各県からの連絡を受けました数字が、新たに事業の拡大に要する人数としては二千六百人くらいでござい。それから現行事業の高率補助の場合には、大體現在三分の二が五分の四、その差額は比較的少ないわけでございます。従つて、これを大體こちらで推定いたしましたの中におそらく入るだろうといふことを推定いたしましたわけでありま。

○太田小委員 二千六百人、そんな程度でないこの二億という数字が説めないでしやうが、事實はもつとふえるのじやないかと思ひます。来年三月以降のことは考えていらっしゃらない

といふことは、われわれ異議がありまして、少なくとも災害から一年くらいは、当然この方式を続ける覚悟があるといふことは、言明されてもいいと思ふのですがね。それと同時に、失対事業の対象とする人員のことですが、二千六百人といふことは、決してそれは正確であつたかどうか存じませんけれども、これはわれわれとしては非常に不審な数字だと思ひます。たとえば海岸の漁師ですね、漁師が失業状態になる、何も仕事がない、これは入つてい。ま。

○百田政府委員 今申し上げましたように、各被災県につきまゝで、大體どういふ見通し、どの程度失対をふやす必要があるかといふことで、各府県に連絡して得た数字でござい。従つて、われわれといひましては、今お話をありましたような、漁民が災害を受けたといふことのために、一定期間これを失業対策でやつていかなければならぬといふ場合におきましては、これを当然入れていくといふふうに考へております。ただ、全般的な年度内を一応これで考へておりますのは、一定期間はある程度失業者が出ると思ひます、しかしながら、災害復旧事業があるいは始まる、あるいは救農土木事業が上ではいろいろ調整される面が出てき。はせぬかといふ点もござい。ま。

○太田小委員 従つて、漁民も失業状態になつて収入の道が絶えれば、この失対のワケの中に入れて救済する用意

あり、これは明確におつしやうと理解いたします。そうすると、さつきちよつとおつしやうたが、救農土木事業との関連がありますね。救農土木事業は、予算三億円、これは法案によりま。す。土地改良または開拓関係の事業をするために、いわゆる農家の人を救うといふことになつています。ですから、救農土木事業でやられるのは、おそろく田が埋没したり、稲がなくなつてしまつたといふような農家の人たちが多くと思ひ。農家がここにほとんど吸収されていく。残つたのは漁民、それから山間の林業者、山林関係労働者ですね。こういう方が小さな畑もなくなつてしま。うし、収入もない。それから山へ入る仕事もない。従つて、これは何ともならないから、何とかしてくれといふことにな。ま。これは失対事業の中に吸収しなければならぬと思ひます。そういう場合に、漁民は入つてゐる、それから農家の方は入つてゐるが、山間の労働者、林業関係の労働者、農林関係労働者、これが入つてゐるかどうか、この点どうですか。

○百田政府委員 これは当然考へねばならぬ問題だと思ひます。特に奈良県の吉野郡といったようなところでは、相当の被害を受けて、就労の道をなくしてゐるというやうな事態もござい。ま。す。で、そういうものにかかわりなく、現実にはそうした失業状態にあつて就労の機会を確保しなければならぬといふものに対しては、当然対象としなければならぬ、こういうふうに考へてお。ま。す。

○太田小委員 それでは今度そういう申請があれば、農林関係も漁業関係も

ほとんど登録をして、そうして失対事業で賃金を払う、こういう救済をする、こういう覚悟があるわけですね。

○百田政府委員 この点につきまして、失対事業に就労させる場合には一定の資格基準といふものがございますが、これに該当する限り、ほとんど登録をいたしまして、就労のワケをふやしていく、こういうふうに考へております。

○太田小委員 そうなると、これは農林関係等も数字が十分突き合せてあるだろうと思ひますけれども、いわゆる対象人員が二千六百人ふえるだけだといふのは、数字が小さ過ぎる。これは非常に小さいやうな気がする。従つて、二億円という既定経費の予算ではまかなえない点が出てくると思ひ。ま。かなえない場合は、年越しにも金がない。山間におきましては、取り入れするものがなくなつてしまつた、海では魚もとれない、漁に出ることもできなくなつたといふことで、収入のなくなつた人を失対事業に吸収しようとする、二億の既定経費では足らない。足らないときにはどういふ措置をしますか。

○百田政府委員 どうしても必要な人たちが失業対策事業に吸収していつて、今後の一月以降の雇用情勢もどういふやうなことになるかわかりませんが、どうしても足りないといふ場合には、われわれとしては予備費を要求していくといふことになつてゐると思ひ。ま。す。

○太田小委員 用意をされるというの、は、どういふ意味ですか。

○百田政府委員 予備費を要求していくことになるだろうと思ひ。ま。す。

○太田小委員 今度の補正予算の予備費のワケから、それをそちらに充当されるつもりである、こういうことですか。

○百田政府委員 ずつと年度末までやつて参りまして、どうしても足らぬといふことであれば、例年通り、足りない分については大蔵省に対して予備費を要求する、こういうことにな。ま。す。

○太田小委員 それでは大體わかりました。失対の場合に、今までの登録の労働者のほかに、農、林、漁の三業種に従つてゐる方の収入のない方をこへ吸収するといふ御方針が明らかになれば、われわれとしても安心をいたします。が、この四百八円といふことから考へましても、これはあまり高い日当でござい。ま。せん。これは平均ですね。平均四百八円といひまして、決して高くない。これで五人家族を養うといふことは、ちよつとばかり考へられたいと思ひますが、そういう場合には、一軒で二人の人でも登録を認めるという用意はあるのでし。ま。うね。

○百田政府委員 これは失対事業全般について言える問題でござい。ま。す。で、現在のところは、失対事業一般につきまして、資格基準として主たる家計の担当者といふことになつてゐる。ので、この基準に従つていた。だ。き。たい。こ。う。い。ふ。や。う。に。考。へ。て。お。り。ま。す。

○太田小委員 それは具體的にいへば、二人でも認めますか、認めることがあつたと了解してよろしいか。

○百田政府委員 一世帯で主たる家計の担当者一人でござい。ま。す。

○太田小委員 そうなると、とても大へんです、四百八円では、これは三十

日働けるとはちよつと考えられません。今度の場合、非常に特殊な災害の失対の計画としては、特例法の内容とするものは少し手薄だと思ふ。だから、先ほどの援護法が要するというのは、そういうところにもつながってくるわけですが、失業対策の経費並びにその充実につきまして、労働省当局として、もうちよつと何とかお考えになる用意とか必要はなかったのか。これは大臣にかわつて、次官から一つ所信を明らかにしてもらいたい。

○赤澤政府委員 現地の状況は、実は私もよく聞いておるわけですが、今おっしゃることを聞いておりますと、失業者が被災地でもいふふんあふれて、一般失対で十分吸収する用意があるかどうかというふうには何つたわけですけれども、実際私が知る範囲では、人が足りなくて千円以上の日当になつておる事実を知つておるわけでございます。そこで、それが四百八円で、一般失対で、その地区で一家がまかなえるかと言われますと、私もノーといわざるを得るわけでありまして、けれども、事実私もそこには、現地に行つてみたわけではありませぬし、わからぬわけでありませぬ。ただ、事務当局の出先を通じていろいろ情報をとつておる次第でございますが、しかし、お互いに生活しておるわけでございますから、とにかくじめな飢えの状態にならぬように、われわれといましては、事態に即して、いろいろ事業を進めていくというふうにいいたしたいと思つております。

○太田小委員 四百八円というのは、資料、事務費が入つておりますから、実際上は三百円少々しか手取りにならない。

ない。一万円以下のものでは食つていけないからよその方にくといふことになれば、あなたの方の失業対策事業というものは絵にかいたもちになつてくるから、三百六円なら三百六円、労賃だけでも、地方の土産業者あるいはいろいろな事業者で失対事業にひいていものをやるところに援助して、そうして失対の人たちを手厚く扱ひ、手厚く遇する、こういうことになつていってよきように思ふわけですが、その点はいかがですか。

○百田政府委員 その点は、これは一般失業対策事業のワケの拡大という格好でいくわけですが、特に被災地については高率の国庫補助をしていく、こういうことになつておるわけで、今おっしゃることは、ごもつとも御意見だと思ひますが、そうすると、やはり今の一般失対事業全般に関連する問題でございますので、軽々にこれだけにいつてやるということとは、非常に困難だと思ひます。

○太田小委員 救護土木事業というのは、自分が何か分担金を出す必要があるような場合に、労賃をもつてかえるという気持はかなりありますから、農民というのは、割合に賃金が安くてもさほど苦にしないというふうなことから、さうさうとイコールしまして、一般の失業対策、山林関係の方々を救うのにもわずか三百何十円では、あまりにも子供だましの気がする。だから、この特例法では非常に無理があつたと私は思ふ。この辺のところが改善がないことには、あなたの方としては十分の思ひやりがあつたとは考えられませんので、運用でできる限りのことは、十分実情に沿うように、大災害に対する失

業救済の特例措置であるといふことの実を表明されるように、お願いしたいと思ひます。質問を終わります。

○滝井小委員 今のに関連しますが、また聞くよりも、ちよつとついでのことについてお聞きします。

ことしの失業対策の当初予算は、三百九十三億七千九百九十九万四千七百七十九円追加した。そうしてその七億七千九百九十九万四千七百七十九円追加した。同時に二億削つておるわけですが、私はこれは非常に不思議なことだと思ふのです。少なくとも今失業者の多発しておる県とか、筑豊炭田では、失業対策事業のワケが少なくて、みんなあふれて帰るといふのが出ておるわけですが、そういうときに、災害地の愛知においては二千六百万円ばかりを既定経費でまかなつていく、そして一方既存の失業対策事業の費用の中から二億を削つて炭鉱に回していく、こういうやり方は、労働省の失業対策事業の立て方がいかにずさんであるかといふことになるわけですが、これは私は、大蔵省が来ておれば、一体どういふ見解を持つておるのか聞きたいのです。しかも災害地の人手は、人手が足りない。足らないけれども、四百七十三億三千三億では来ないのです。これは労務費と事務費と資材費全部入れて四百七十七億ですから、賃金は下手をすると三百円を割ることになります。これではとても災害地の人手の足らぬところで、失対にでも行くかといふことにはならず、よそのうちにかせぎにいった方がよほどお金がもらえるといふことになるわけですが、そこで、既存の失業対策事業費の中から、

われわれがワケを拡大しなければならぬと主張しているその中から、二億を削つて炭鉱の四億に回しているといふことは、納得がいけないと思ふのです。少なくとも七億の、炭鉱離職者のために対策を組むならば、それを新しく一般財源から持つてくるべきであつて、あなたの方が夜を徹して獲得した血のにじむような失業対策事業費の既定予算三百九十三億の中から持つていくといふことは、私は納得がいけない。こういうからくりをなぜやつたかといふのです。これならば、あなたの方の失業対策事業の経費というものは、当初において見積もりを間違つておつたといふことになる。しかも災害の起こつてくる名古屋に、二千三百万円も既定の経費からやりくりして、炭鉱の失業者が出たからといつて、二億も削るといふような失業対策事業の立て方なら、今までの失業対策事業には非常に大きな見通しの誤りがあつたといわなければならぬ。すなわち、日本経済では失業者がなくなりつつあるんだといふ見方をされても仕方がないことになつておるのかどうか。

○百田政府委員 御納得いかぬかもしれませぬが、私から一応御説明申し上げます。御承知のように、失業対策事業の予算を組みます場合には、日雇い登録人員の趨勢等を前年度において把握いたしてやるわけでございますが、今年度の民間就労その他がどういふことになつていくかといふことを、一応の見通しをつけてやるわけでございます。しかしながら、失業情勢というのは、滝井先生もよく御承知の通り、長期的な見通しはとにかくといひましたし

て、短期的な見通しは非常に困難であるといふようなことからいたしまして、今年度の予算の執行にあたりまして、当初予算の編成当時と比較いたしまして、登録人員の關係あるいは民間就労の伸びの關係がかなり違つて参りまして、今後のことは、これまた軽々には言へぬと思ひますけれども、今日までのところは、そういうことのためになかなかある程度のゆとりがここにあつたわけでございます。失業対策事業費の予算でございますので、そこにおいて災害あるいはその他の關係で失対事業をふやさないければならぬといふことがありました場合には、一応はこれは既定の予算のワケ内でもかかつていくのが適当じゃなからうかと思ひます。

第二に、今の石炭の關係において二億円を持つていったとおっしゃいましたが、この点につきましても、やはり失業対策事業につきましても、賃金を上げた、石炭のための特別のそうした緊急就労対策事業としてやつたという關係で、ただ項を別にしたという關係で、こちらから二億円持つていつてやるということでございますので、目的としては同じようなものでございませぬ。特にこの点でからくりしたといふことはございませぬ。ただその見通しが非常に甘かつたのじやないかと言われれば、短期失業情勢に對しまして、われわれが去年の十二月におきまして、本年の十一月まで十分見し得なかつたといふ点は、足らなかつたと思ひます。

○滝井小委員 三百九十三億の既定の経費の中から、失業対策の経費やら、炭鉱離職者の対策事業費がもし出せる

わき起こっている声です。既定の経費の中からそういう余裕が出れば、当然ワクの拡大をますやるべきです。少なくとも炭鉱にあなた方の血の出るような予算の中から回したり、愛知の災害の経費の中からわざわざ回すに、そういうものは堂々と大蔵省に要求していい経費じゃないですか。そういう対策を私は失業対策事業の改善の方向に、余裕があったなら使わべきだと思う。

次に厚生省ですが、厚生大臣も御存じの通り、すでに公共土木施設、農林水産施設災害には指定の基準がきまつたのです。厚生省は六本の法律を出しております。少なくとも今度の政府提案のうちの四分の一を担当しておるわけです。この六本の法律を適用する基準は、一体どういうように適用していくのか、その厚生省の適用基準を一つ御説明願いたいと思います。

○渡邊國務大臣　この基準につきまし

ありますが、まず昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に關する特別措置法案から質問をしていきます。その前に、この出ておる法律の題名について、題名が「七月及び八月の水害と、それから「又は同年八月及び九月の風水害」と、こういうように七月、八月ということから始まっておる場合と、八月から始まっておる題名と、それか

う、工合にはらばらにいくということはおかしいと思うのです。しかも予測することのできない予備費なんかに入っているものがずいぶんある、たとえは保健所のごとく。私はここに政府から出ております資料を持っておりますが、厚生省が予備費に打ち込まれているやつ、これは大蔵省の三十四年十一

正も要求しますし、こういうものも法律に当然入れなければならぬと考えております。そうしますと、題名がやはり当然私は統一しておつていいのじゃないかと思う。統一しておつて、七月、八月と書いておつても、なければそれは予算の面で補助金がいかないのですから、一体七月にあげがあつたかないかというのをその法律で見て、題名が違ふほどこれはややこしいことではないんですよ。こういう立法上の技

まあそのときになかったとおっしゃるけれども、予測すべからざる予備費の中にずいぶんお金をお入れになっておって、そういうことをおっしゃるのは、どうも納得がいかなところですよ。

次に昭和二十八年に、昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による

病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法というのを、これは私が議員立法を作りました。大臣、一体この二十八年の法律は動きましたか、動きませんか。

○渡邊国務大臣 動いておりません。

○滝井小委員 なぜ動かなかったのですか。

○渡邊国務大臣 これは中小企業金融公庫法によるところの内容その他につきましまして、まだ話し合いがついていなかったのです。

○滝井小委員 法治国家で、国会が法律を作って、それが動かぬなんというばかなことではないですよ。たといこれが議員立法であっても、国会を通れば政府提案と同じ資格ですよ。同じ力が働くのですよ。それが一体なぜ動かなかったかということなんです。

○渡邊国務大臣 中小企業金融というものは、その運営面におきまして営利を主たる目的としております。ところが医療法によりまして、医師は営利を目的としないというふうに解釈されるような条文になっております。それでありまして、中小企業金融の運営というものがあつたところになった、こういうことは私もよく承知して、このたびはそういうことのないように、われわれは今取組んでいるわけでございます。

○滝井小委員 法律が通ってそれが大体的に動かなかったということは、それは言いわけにはならぬと思うのです、法律ができておるのですから。厚生省は政令をお作りになりましたか。地域の指定も政令に基づきますし、政令の定むるところによつて、いろいろ有利な

条件で貸し付けることにもなっております。その政令はどういうことになっておりますか。

○川上政府委員 政令は出してあるのでございます。その政令の中では、金融の機関といたしましては、中小企業金融、それから国民金融公庫、こういうものを金融機関としておりまして、それからこの貸付対象といたしましては、土地、工作物、建物、医療に要する器具、機械、薬品の復旧に要する費用と、こう書いてあるわけでありまして、けれども、一般の中小企業に対する貸付の条件より特に有利な条件というものが、話し合いがつかなくなつたために、実際に貸し付けがなされていなかった、私に聞いておる次第であります。

○滝井小委員 法律というものは、役所の話し合いがつかなければ動かないでもないものじゃないかと私は思うのですが、どうしてもこれは銀行局長に早く来てもらわなければならないかぬです。局長がおらなければ、その下の責任の金融を扱って長でよろしい。

それから今回の災害で、公的医療機関と私的医療機関の災害の状況というものは、一体どういふ状況になつておりますか。

○渡邊国務大臣 大体公立医療機関については約二億ほどでございます。数は公的はたしか五十六カ所だと思つております。私的医療機関につきましまして、六億三千万程度でございます。病院が百九十四、診療所が二千四十九でございます。

○滝井小委員 それから薬局を一つ……

○川上政府委員 薬局は調査しておらぬのでございます。

○滝井小委員 薬局も保険医療機関、保険薬局といひまして、これはあなたの方では大事な機関にしているわけですね。これは普通の中小企業とはやはり違ふところがあると思ふのです。そうしますと、薬局は今度は風水害を受けても対象になくてもよろしいということですか。これは事務局長は腹を立てますよ。事務局長はいらっしゃらないけれども……

○川上政府委員 二十八年にも薬局に関する特別措置がなされていなかったものでありますから、一応この薬局は、一般の被害を受けた中小企業の貸付の対象にしていただいたわけでございます。

○滝井小委員 そうしますと、薬局は大臣の方で別に、中小企業金融公庫の方でワケを確保する見通しもおつたにないのですか。

○渡邊国務大臣 二十八年におきまして、私的医療機関金融の中には入っていないものでございます。それから、中小企業金融公庫の方でまかない得るというふうに、今のところ判断をいたしておるわけでございます。

○滝井小委員 そうしますと、二十八年には、中小企業金融公庫でこの政令なり法律が動かなかったのですから、一体私的医療機関にどの程度の融資のワケが割られて、金融が行われたのですか。病院に幾ら、診療所に幾ら、薬局に幾らと、この実績はおわかりだと思ふのですが、承りたい。

○川上政府委員 別にワケがその場合に与えられておつたわけでありませんが、また今どれくらい割り当てたか、

貸し付けたかということとはわかつていないのであります。

○滝井小委員 どうも厚生省は金融問題にはきわめて弱いの、もう少しやつぱり金融問題をやらないとこれはだめですよ。金融を制する者は天下を制しますよ。だから、医療機関を整備をするというところになれば、やはり金融問題について、もう少し事務局内にそれぞれのベテランを置いて、こういう方面を扱わないと、今のような状態ではこれはもう話にならぬですね。

そうしますと、次にお尋ねしますが、公的医療機関の復旧のためには、これは予算の範囲内で二分の一の補助をするということになっております。直営診療所はどうかされるのですか。直営診療所は今度は国民健康保険の法律にも出ていないし、この医療機関の復旧に關する特別措置にも出ていない。

○太宰府府委員 私からお答え申し上げます。国民健康保険の直営診療所につきましては、現在の法律の中におきましても、国が補助することができるようになつております。従いまして、これは新たに法律を作る必要がございせんので、予備費をもつて措置いたしたい、かように考えておる次第であります。

○滝井小委員 現在直営診療所の補助率は幾らですか。

○太宰府府委員 三分の一でございます。

○滝井小委員 国民健康保険の災害特別補助七千七百万円のはかに、予備費でまかなう予算になっております。そうしますと、今大臣から御答弁がありましたが、三分の一です。災害地で保険料を納める被保険者大衆と

いふものは、ずっと災害にかかつて、非常に貧しく、担税力がなくなつていふ。そうして直営診療所もやられた。ところが、それを予備費で三分の一出す。今度は予備費であつた方が大蔵省と折衝するときに——これは土俵に上れば横綱と幕下の相撲ですよ。これは三分の一をぐつと切られてしまふ。こういう予算の折衝の仕方は私はきわめてまずいと思ふ。公的医療機関でこういうものをお作りになるならば——他の公的医療機関は二分の一ですよ。なぜ直営診療所だけ三分の一のままだにしなければならぬかというのです。当然ここにわざわざ「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十四条の規定による国の補助を受けることができる公的医療機関については、この限りでない。」というようにして、国民健康保険法の直営診療所を除く必要はない。入れたらいい。それを入れたら、わざわざ大蔵省と今から交渉をして、海のものとも山のものともわからない予備費に入れられるというところは、渡邊厚生大臣の政治力をわれわれは疑わざるを得ない。当然これはその中に入れたらいい。こんな刺身のつまのようなものを尾ひれをつけないでもいい。こんな一文を入れたら割っておけば、直営診療所は当然入る。入るものをわざわざこれからまた折衝して、金がとれるかとれないかわからないような予備費に持つていく、こういうことはやはり厚生省はどうかしていると思ふのです。岩尾さんがお見えになつておりますが、こういう差別待遇はいいのですか。国民健康保険は三分の一、他の公的機関とは日赤や済生会ですよ。日赤や済

生会と直営診療所というものの、国民医療に貢献する場面を考えた場合に、一体どっちが重要ですか。変な話をしますけれども、日赤や済生会というものは、独立採算で、今営利主義です。私は端的に申し上げます。直営診療所は、草深き村の医療のない大衆のためにやっているのが直営診療所です。その直営診療所が災害を受けて復旧するのに三分の一の補助だ、他のものは二分の一だ、こんなばかな政策というものはないですよ。当然これは優先的に、二分の一の補助どころか、三分の二の補助をしなければならぬ。これは当然ですよ。特に三重とか和歌山とか奈良とかいうような地域――まだ愛知の名古屋市は国民保険ができておりませんが、こういうところに今から大都市の国保をやろうとするならば、少なくとも今度の災害で、そういういなかの医療機関というものを、私的医療機関と一緒に早く立ち直らせてやらなければいかぬですよ。こういう点についてどうも少し感覚が欠けていると思うのです。なるほどわれわれは公的医療機関と私的医療機関の二本建てをやっておりますが、今の厚生行政は、非常に公的医療機関に力を入れて、私的医療機関に力が入らないというのを認めて、今や私的医療機関をもう少し保護しなければならぬという主張をしておるので、こういう法律をわれわれも出してあります。しかし同じ公的医療機関でも、直営診療所というものは、他の公的医療機関よりも力が弱うございまして。それは辺陲地に割合ある。ということになりますれば、特に辺陲地にあるものについては、やはり国が力を入れて、三分の二とか五分の四の

補助するのがあたりまえだと思っております。こういう点岩尾さんの方は、どういふ認識で予備費なんか持っているんですか。

人以上のものにも貸し付けるようにしたい、こういうふうに考えておる次第であります。それから百万円になりましたか、百五十万円になりましたか、まだ決定いたしておりませんけれども、それだけの額は、貸し付けてから三カ年は六分五厘の低利で貸し付けたい。それから据置を一カ年、償還を七カ年にいたしたい、こういうふうに考えております。

うですから、またあとに質問はいたしますが、あすに回しましょう。
○三田村小委員長 本日は、これにて散会いたします。明日は午前十時より会議を開きます。
午後五時六分散会

岩尾説明員 お答えいたします。直営につぎましては、先ほど保険局長からお話がございましたように、直営自体に出します補助規定というのは、国民健康保険法にある規定のもので出しておるものでございまして、特に補助の法律を出す必要はございません。それから一般の公的医療機関につきましては、二十八年度におきまして、その後鳥取の火災においても、二分の一の実績がございまして、特に政令を出して、今のお話の、たとえば厚生連等につきましては、できるだけそういうものがあるところは、予算の査定上御遠慮を願うという積算で、かようにいたしております。

○三田村小委員長 主計官ではいけませんか。

○三田村小委員長 主計官ではいけませんか。

○三田村小委員長 主計官ではいけませんか。

○三田村小委員長 主計官は関係ありません、金融面です。――私は、あつものにこりてなますを吹くわけではないのですけれども、厚生省という役所は弱い役所なんです。だから、法律まで作っておつても、それを実現することができないという過去の実績を持っておる。この問題については、だから私は、どうしてもきょうは大蔵省を呼んで、過去においてなぜわれわれが議員立法をやつたのにやらないのかというところを追及しなければならぬ。そうしなければ、こんなもの幾ら作っても、政令を出していかなければそれまでです。これは何の役にも立たない。そしてこの前すいぶんたくさんさんの医療機関がやられたのです。今度だつて約三千の医療機関がやられておる。こういう法律が出なければ、医療行政というものは、愛知、三重、岐阜、あの辺ではしばらく停滞しますよ。だからそういう点において、どうしても大蔵省のはっきりした見解をもらつておかなければ安心ができないのです。けれどもきょうは大蔵省が見えておらないよ

○三田村小委員長 主計官は関係ありません、金融面です。――私は、あつものにこりてなますを吹くわけではないのですけれども、厚生省という役所は弱い役所なんです。だから、法律まで作っておつても、それを実現することができないという過去の実績を持っておる。この問題については、だから私は、どうしてもきょうは大蔵省を呼んで、過去においてなぜわれわれが議員立法をやつたのにやらないのかというところを追及しなければならぬ。そうしなければ、こんなもの幾ら作っても、政令を出していかなければそれまでです。これは何の役にも立たない。そしてこの前すいぶんたくさんさんの医療機関がやられたのです。今度だつて約三千の医療機関がやられておる。こういう法律が出なければ、医療行政というものは、愛知、三重、岐阜、あの辺ではしばらく停滞しますよ。だからそういう点において、どうしても大蔵省のはっきりした見解をもらつておかなければ安心ができないのです。けれどもきょうは大蔵省が見えておらないよ

○三田村小委員長 主計官は関係ありません、金融面です。――私は、あつものにこりてなますを吹くわけではないのですけれども、厚生省という役所は弱い役所なんです。だから、法律まで作っておつても、それを実現することができないという過去の実績を持っておる。この問題については、だから私は、どうしてもきょうは大蔵省を呼んで、過去においてなぜわれわれが議員立法をやつたのにやらないのかというところを追及しなければならぬ。そうしなければ、こんなもの幾ら作っても、政令を出していかなければそれまでです。これは何の役にも立たない。そしてこの前すいぶんたくさんさんの医療機関がやられたのです。今度だつて約三千の医療機関がやられておる。こういう法律が出なければ、医療行政というものは、愛知、三重、岐阜、あの辺ではしばらく停滞しますよ。だからそういう点において、どうしても大蔵省のはっきりした見解をもらつておかなければ安心ができないのです。けれどもきょうは大蔵省が見えておらないよ

○三田村小委員長 主計官は関係ありません、金融面です。――私は、あつものにこりてなますを吹くわけではないのですけれども、厚生省という役所は弱い役所なんです。だから、法律まで作っておつても、それを実現することができないという過去の実績を持っておる。この問題については、だから私は、どうしてもきょうは大蔵省を呼んで、過去においてなぜわれわれが議員立法をやつたのにやらないのかというところを追及しなければならぬ。そうしなければ、こんなもの幾ら作っても、政令を出していかなければそれまでです。これは何の役にも立たない。そしてこの前すいぶんたくさんさんの医療機関がやられたのです。今度だつて約三千の医療機関がやられておる。こういう法律が出なければ、医療行政というものは、愛知、三重、岐阜、あの辺ではしばらく停滞しますよ。だからそういう点において、どうしても大蔵省のはっきりした見解をもらつておかなければ安心ができないのです。けれどもきょうは大蔵省が見えておらないよ

昭和三十四年十一月十九日印刷

昭和三十四年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局